

VI 参考資料

参考資料	66
資料 1 福祉用具分野に係る JIS マーク表示について	67
資料 2 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る 鉄道利用について	73
資料 3 ハンドル型電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応 について	80
資料 4 福祉用具等の重大製品事故関係資料	86
資料 5 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について	95
資料 6 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について	97
資料 7 介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コード について	121
資料 8 「介護給付費請求書等の記載要領について」の 一部改正について	125
資料 9 「ハンドル型電動車椅子安全利用に関する知識・技能に についての教育・訓練の基本項目」について	130
資料 10 平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・ 公表について	135
資料 11 令和 2 年度及び令和 3 年度以降の福祉用具の全国平均貸与価格 及び貸与価格の上限の取扱い	155

平成20年5月27日

福祉用具分野に係るJISマーク表示の開始について

経済産業省では、高齢化社会の進展への対応、国民生活の安全・安心の確保等の観点から、「手動車いす」、「電動車いす」及び「在宅用電動介護用ベッド」の3つの福祉用具に関して、工業標準化法（JIS法）に基づくJISマーク（福祉用具と判るJISマーク）の表示を新たにスタートします。

1. 目的及び背景

- (1) 福祉用具については、高齢化社会の進展に伴う需要の増加によって、昨今、製品事故の増加が見られます。このため、国民生活の安全・安心の確保等の観点から、工業会、ユーザーからJISマーク制度（【別紙1】）による第三者認証制度の確立に対する強いニーズがかねてからありました。しかしながら、福祉用具については、認証機関が認証業務を行うに当たって必要となる試験設備や試験員の確保、具体的な認証方法等を定めることなどが困難であったため、これまでJISマーク表示ができませんでした。
- (2) このため、経済産業省では、福祉用具分野におけるJISマーク認証の環境整備を行うべく、工業会や認証機関等の有識者とともに、特に需要の多い「手動車いす」、「電動車いす」及び「在宅用電動介護用ベッド」の3つの福祉用具（【別紙2】製品写真）について、それぞれの日本工業規格（JIS）に対する適合性の認証方法（認証指針）を検討してきました。その結果、この度、上記の3つの福祉用具に関する認証指針を認証機関の集まりであるJIS登録認証機関協議会（JISCBA）において決定し、JISCBA認証指針として公表しました。

（注1）認証の対象となる日本工業規格（JIS）： JIS T 9201 手動車いす、 JIS T 9203 電動車いす、 JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド。

（注2）JIS登録認証機関協議会（JISCBA）： JISマーク認証を行う登録認証機関を会員とする任意の機関。国から登録を受けた国内外全ての機関が会員（会員数24、うち2機関は海外機関）となり、認証方法に関する技術的な共通課題等を検討しています（事務局：（財）日本規格協会）。

- (3) また、現在、ＪＩＳマークは、建築分野、土木資材、文房具等、様々な製品に表示されていますが、今回は、福祉用具分野におけるＪＩＳマークであることが一目で分かるようなデザインを付記した「目的付記型ＪＩＳマーク」とすることになりました(【別紙３】ＪＩＳマークと付記されるデザイン)。こうした目的付記型のＪＩＳマークの採用により、福祉用具分野におけるＪＩＳマーク製品への認知度の向上を図り、高齢者・障害者等に配慮した製品であることのメッセージ性を示す狙いがあります。

(注 3) 目的付記型ＪＩＳマーク：特定の目的をＪＩＳマーク近傍に表示することによって、ユーザー等に製品情報を一層提供することを目的としたもの。これまで、JIS K6329 更正タイヤについて「リサイクルタイヤ」と表示する方法、JIS L4405 タフテッドカーペット等３規格に対して「難燃」と表示する方法がありました。

- (4) 既に、複数の認証機関が認証のための登録申請を経済産業省に対して行っており、早ければ、本年夏頃から、上記３つの福祉用具における目的付記型ＪＩＳマークの表示がなされる見込みです。経済産業省としては、福祉用具分野におけるＪＩＳマーク制度に基づく第三者認証制度が普及することによって、製品事故の防止と福祉用具産業の健全な発展に寄与することを期待しています。引き続きＪＩＳマーク制度の積極的な活用を目指していきます。

2 . 認証指針及びＪＩＳの閲覧方法

今回対象となる３つの福祉用具に対するＪＩＳＣＢＡ認証指針及びＪＩＳ（規格）については以下のＵＲＬで閲覧できます。

ＪＩＳＣＢＡ認証指針のＵＲＬ：<http://www.jsa.or.jp/jiscba/07shishin.asp>

ＪＩＳ（規格）のＵＲＬ：<http://www.jisc.go.jp/>

(参考)

○福祉用具産業の市場規模 約 1 兆 2 , 3 0 0 億円 (2006 年度 工業会推計)

○該当 3 製品の企業数 (工業会推計)

手動車いす 約 150 社程度

電動車いす 約 30 社程度

在宅用電動介護用ベッド 約 50 社程度

○製品事故件数

製品欠陥であるか否かは不明であるが、消費生活用安全法に基づき報告が義務づけされている重大事故発生件数は下記のとおりです(平成 19 ~ 20 年度製品安全課調査)。

手動車いす 3 件

電動車いす 1 2 件

電動ベッド 1 件

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局基準認証ユニット基準認証政策課長 朝日

担当者：高橋補佐、関野係長

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 3413 ~ 5)

03 - 3501 - 9232 (直通)

産業技術環境局基準認証ユニット環境生活標準化推進室長 相澤

担当者：荒井補佐、大下係長

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 3426 ~ 7)

03 - 3501 - 9283 (直通)

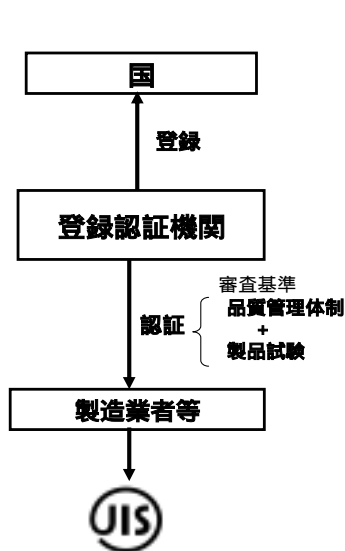
産業技術環境局基準認証ユニット認証課長 江藤

担当者：吉田補佐、小嶋係長

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 3441 ~ 4)

03 - 3501 - 9473 (直通)

図1 JISマーク制度の概要

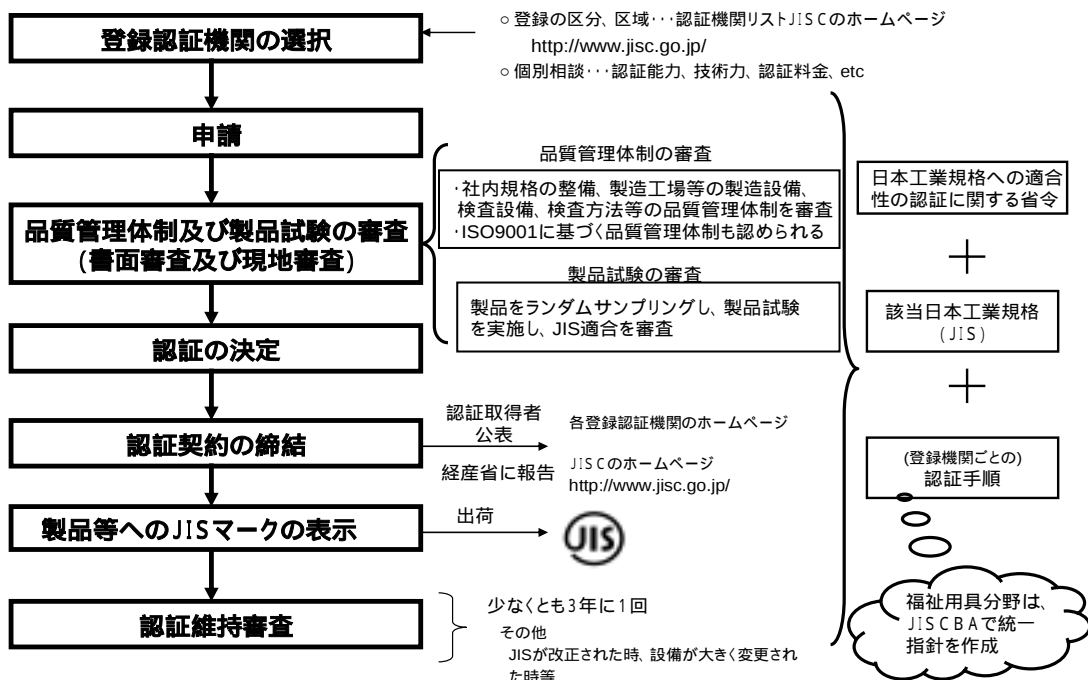


JISマーク制度とは

…工業標準化法(JIS法)に基づく
任意の制度

- 左図のように日本工業規格(JIS)に基づく品を製造している**製造業者等**は、国から登録を受けた**登録認証機関**からの認証を受けて、製品、包装等に**JISマーク**を表示することができます。
- 認証は、審査基準である**品質管理体制**及び**製品試験**によって実施されます。

図2 一般的な認証の手順



今回の J I S マークの対象となる製品の一例



図 1 手動車いす



図 2 電動車いす



図 3 在宅用電動介護用ベッド

【別紙 3】

J I S マークと近傍に表示されることになるデザイン



J I S マークの近傍に上記のように「福祉用具」という文字とデザインが付記されることになります。

事 務 連 絡
平成 2 4 年 1 月 2 4 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

平素より、介護保険行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき証明書を交付する等の所要の手続きが必要としているところです。

また、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がありました。

今般、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下、「JASPEC」）となりましたのでお知らせします。

JASPEC によるステッカー交付の受付は、平成 2 4 年 1 月 2 4 日（火）から開始します。

つきましては、貴都道府県管内の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して、別紙の内容を周知いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取扱いについては、国土交通省より、各地方運輸局鉄道部長等、各旅客鉄道株式会社担当部長、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて別途送付しているので、念のため申し添えます。

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

1. 概要

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道を利用する際は、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、下記利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

2. 利用条件

(1) 利用者

福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを利用していることの証明を受けた者

なお、証明とは、次の場合を指すものである。

- ① ハンドル形電動車いすを使用していることを証明できる利用契約書等を有していること。
- ② 指定福祉用具貸与事業所等により交付された「ハンドル形電動車いす提供証明書」（別添様式）を有していること。

(2) 利用可能な車両

- ① 通勤型車両
- ② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室含む。）、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両（以下「一部のデッキ付き車両」という。）。ただし、JASPECからステッカーの交付を受けた改良形ハンドル形電動車いすに限られる。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

(3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

3. 利用方法

(1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、利用契約書等又はハンドル形電動車いす提供証明書を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、利用契約書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、利用契約書等を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者を確認することが望ましい。

(2) 改良型ハンドル形電動車いすの証明

① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、JASPEC が交付する、改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであり、利用者は販売代理店等へ当該ステッカー交付の申込を行えば、販売代理店等から JASPEC に交付依頼が行われる。

② ステッカー交付の費用はかからない。

③ ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、JASPEC に利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。

④ ステッカーの申請手続き等の詳細については、JASPEC へ問い合わせること。

※注：従前、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーについては、引き続き有効である。

4. 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。

なお、ステッカーの申請手続きは、平成24年1月24日より、JASPEC が開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いす提供証明書

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項又は第8条の2第12項の規定による福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを提供していることを証明する。

年 月 日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 

殿

証明年月日

年 月 日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えない。

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

- ◆ 「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が（一社）日本福祉用具評価センターとなりましたのでお知らせします。
- ◆ 以下の条件を満たし、（一社）日本福祉用具評価センターの確認を受けたハンドル形電動車いす（これを「改良型ハンドル形電動車いす」という。）の場合、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両に乗車できます。
- ◆ ステッカー交付の受付は、
平成24年1月24日（火）から開始します。



* 以下の①から⑦の条件の変更はありません。

1. ステッカー交付の対象となる「改良型ハンドル形電動車いす」の要件は次のとおりです。

※国家公安委員会の型式認定（TSマーク）を受けた電動車いすであること。

①基本寸法

全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、全高 1,090mm 以下

②直角路走行性能

900mm×900mm の直角路を左折、右折とも数回の切り返しで通過可能なこと。
かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を左折、右折とも切り返し無しで通過可能なこと。

③180度の旋回に必要な回転寸法：左旋回、右旋回とも、1,800mm 未満であること。

④取って

ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要な時などに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できること。

⑤支援者が容易に判別できるクラッチ

緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤動作の防止など安全性に十分に配慮していること。

⑥速度

6 km/h を超える速度が出せないものであり、かつ、2 km/h 以下の設定が可能なこと。

⑦その他

歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突起物がないこと。

2. ステッカー交付等の手続きについては、以下のとおりとなります。

(1) 既に型式確認された車いす

〔タウンカート、ポシェット、モバイルアルファ〕※参照

- ①車いすの利用者は、最寄りの販売代理店等へ本ステッカー交付の依頼をして下さい（別紙申込書）。

なお、ステッカー交付に係る費用はかかりません。

- ②（一社）日本福祉用具評価センターが、当該車いすの車種及び型式について確認を行い、車いすの利用者へステッカーを交付します。

※タウンカート



※モバイルアルファ



(2) 上記以外の車いす

- ①車いすの利用者は、最寄りの販売代理店等へ本ステッカー交付の依頼をして下さい（別紙申込書）。

なお、ステッカー交付に係るご利用者の負担は上記（１）と同様にございません。

- ②（一社）日本福祉用具評価センターが、メーカー（販売代理店経由）からの依頼により、上記１の要件の型式審査を行い、メーカーへ審査結果を報告するとともに、適合した車いすである場合には、車いすの利用者へステッカーを交付します。

※ 上記②で型式審査に適合した車いすについては、（１）と同様の手続きとなります。

3. 「改良型ハンドル形電動車いす用ステッカー」を貼付したハンドル形電動車いすにより鉄道を利用する際、その都度、以下のいずれかの書類を駅窓口等で提示することとなります。（詳細は各鉄道事業者へお問い合わせ下さい。）

- ①補装具交付決定通知書又は補装具費支給決定通知書
（決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と記述があるもの）
- ②ハンドル形電動車いす交付証明書
- ③ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
- ④障害者手帳の補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印がある障害者手帳
- ⑤介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所から発行されるハンドル形電動車いす提供証明書

4. (一社) 日本福祉用具評価センターから本ステッカーの交付を受けた後、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両に乗車できます。

本ステッカーは車いすの見やすいところに貼付して下さい。

(乗車できるデッキ付車両は各鉄道事業者にお問い合わせ下さい。)

なお、ハンドル形電動車いすによる利用可能な駅の情報は、「らくらくお出かけネット」(<http://www.ecomo-rakuraku.jp/handle/>) や各鉄道事業者のホームページなどをご覧下さい。

5. 問い合わせ先

一般社団法人 日本福祉用具評価センター

TEL : 078-306-0556 FAX : 078-303-0506

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港町南町 7-1-5

URL : <http://www.jaspec.jp/>

- ※ 申込みはこちらの様式にご記入の上、販売代理店（輸入代理店）へステッカー交付の申込（郵送・FAX・e-mail・持参）をお願いいたします。

老高発 0 3 3 1 第 3 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、平成20年から平成26年までにハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が51件発生しています。

これを踏まえ、昨年7月に、消費者安全調査委員会において、消費者安全法（平成21年6月5日法律第50号）第33条第1項の規定に基づく消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、別添「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年7月22日付け消安委第62号）のとおり、ハンドル形電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところです。

つきましては、ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けて、今般の意見内容が適切に行われるよう、下記について御了知の上、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、周知徹底を図っていただくようお願いします。

なお、本内容については、一般社団法人日本福祉用具供給協会及び一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会に対し、別途通知することを申し添えます。

記

1 「2 厚生労働大臣への意見」の（1）に係る対応について

本意見においては、「ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策（運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化）（中略）を試行すること。」

とされています。

これを踏まえ、厚生労働省においては、「平成 29 年度老人保健健康増進等事業」を活用し、具体的なリスク低減策について研究事業を進めることとしています。

＜参考＞「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年 7 月22日 消安委第62号）（抜粋）

2 厚生労働大臣への意見

（1）ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策（運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化）の試行

ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策（運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化）として、以下を試行すること。

- ① 介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体的能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体的能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。

運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。

- ② 身体的能力（感覚機能、運動機能、認知機能など）及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。

2 「2 厚生労働大臣への意見」（2）に係る対応について

（1）「2 厚生労働大臣への意見」の（2）の①に係る対応について

本意見においては、「踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。」とされています。

これを踏まえ、福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車いすの貸与に当たって、要介護者等が踏切の横断で使用する事が想定される場合には、

- ・ 充電の残量を常時確認する
- ・ 踏切の手前では必ず一時停止し、左右の安全確認を行う
- ・ 線路に対しては直角に進行する
- ・ 脱輪の恐れがあることから踏切の端には寄り過ぎない

・ 段差の通過は勢いをつけず安全な速度で進行する
といった安全に使用するための留意事項について、あらかじめ説明いただきますようお願いいたします。

なお、迂回が可能な場合には踏切の横断を避けることはもとより、やむを得ず横断する場合でも介助者が同行することが望ましいことは言うまでもありません。

＜参考＞「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年7月22日 消安委第62号）（抜粋）

2 厚生労働大臣への意見

（2）ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

- ① ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。

（2）「2 厚生労働大臣への意見」の（2）の②に係る対応について

本意見においては、「ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。（中略）登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。」とされています。

これを踏まえ、福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車いすの貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、登降坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定いただきますようお願いいたします。

＜参考＞「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年7月22日 消安委第62号）（抜粋）

2 厚生労働大臣への意見

（2）ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

- ② ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。

(3) 「2 厚生労働大臣への意見」の(2)の③に係る対応について

本意見においては、「緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。」とされています。

これを踏まえ、福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車いすの貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、

- ・ 踏切の横断に際し、脱輪等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車いすの警音器又は周囲の協力を得て非常押しボタンを使用する
- ・ 急坂、畦道、段差等の走行に際し、バランスを崩す等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車いすの警音器を使用する

といった周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面を想定しながら検討いただくとともに、必要に応じて実際にハンドル形電動車いすを使用させながら使用方法の指導を行っていただきますようお願いいたします。

＜参考＞「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日 消安委第62号)(抜粋)

2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与時に関するリスク低減策の実施

- ③ 緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。

3 「4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官への意見」に係る対応について

本意見においては、「関係機関及び団体の協力を得て、介護保険制度を利用したレンタル利用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。」とされています。

現在でも、都道府県警察、市町村、電動車いす安全普及協会等において、ハンドル形電動車いす利用者等に対する講習会等(以下「講習会等」という。)を実施していますが、これらの取組を一層効果的なものとするため、関係省庁と連携し、必要な検討を行ってきました。

これを踏まえ、都道府県警察においては、

- ・ 市町村、電動車いす安全普及協会等が講習会等を実施する場合には、その求めに応じて必要な協力を行うこと
- ・ 都道府県警察が講習会等を実施する場合には、市町村、電動車いす安全普及協会等からの求めに応じて開催日等の情報提供を行うとともに、福祉用具貸与事業者等の求めに応じて講習会等への参加を可能とすること

などの取組を進めることとしています。

また、電動車いす安全普及協会においては、

- ・ 可能な限り講習会等に模擬体験等の体験型講習を取り入れること
- ・ 福祉用具貸与事業者等の求めに応じて講習会等への参加を可能とすること

などの取組を進めることとしています。

市町村においても、本趣旨について御理解いただくとともに、

- ・ 講習会等の開催に当たって、必要に応じて都道府県警察に協力を依頼すること
- ・ 可能な限り講習会等に模擬体験等の体験型講習を取り入れること
- ・ 福祉用具貸与事業者等の求めに応じて講習会等への参加を可能とすること

などの取組を進めていただきますよう御協力をお願いします。

＜参考＞「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年7月22日 消安委第62号）（抜粋）

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官への意見

運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施

厚生労働大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、介護保険制度を利用したレンタル利用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。

経済産業大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の購入使用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。

消費者庁長官は、こうした教育・訓練が、複数の行政機関の関与を必要とすることから、本施策の遂行に当たっては、効果的な運用となるよう実施計画等について十分な調整を行うこと。

4 その他

ハンドル形電動車いすの安全な使用に向けては、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」、電動車いす安全普及協会の「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ（動画）」がそれぞれのホームページで閲覧が可能となっていますので、これらの情報も積極的に活用していただきますようお願いします。

<参考>

- 公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」
(<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>)
- 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ（動画）」
(<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>)

医政総発0606第5号
障企自発0606第1号
障障発0606第1号
老高発0606第1号
老振発0606第1号
老老発0606第1号
24製安第13号
平成24年6月6日

各
都道府県
指定都市
中核市
衛生主管課（室）長
障害保健福祉主管課（室）長
高齢者保健福祉主管課（室）長
介護保険主管課（室）長
殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

経済産業省商務流通グループ製品安全課長

医療・介護ベッド用サイドレール等のすき間に頭や首、手足などを挟む事故等の未然防止のための安全点検について

医療・介護ベッド用サイドレールやベッド用手すりに関する事故防止のための適切な対応等の実施については、これまで「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起の徹底について」（平成23年2月9日付厚生労働省医政局総務課、老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）等によりお願いしているところです。

しかしながら、その後も医療・介護ベッド用サイドレール等に関連した死亡事故等が発生していることが明らかになっています。

事故を未然に防ぐには、医療・介護ベッドの不適切な使用状況やサイドレール等の過度なすき間の有無を確認し、適切な使用方法の徹底やすき間を埋める等の措置を講ずることや安全対策が強化された新JIS対応のベッドを使用していただくことが重要です。

つきましては、各都道府県・指定都市・中核市の衛生主管課（室）、障害保健福祉主管課（室）、高齢者保健福祉主管課（室）及び介護保険主管課（室）におかれては、同種の事故の発生を防止するため、関係部局や関係団体と連携し、管内市区町村、医療機関、障害者（児）施設及び事業者、高齢者施設及び福祉用具貸与事業者等に対し、あらためて施設や在宅における同製品の使用に当たっての注意喚起をするとともに、安全性の確保がなされるよう医療・介護ベッド安全普及協議会作成の「医療・介護ベッド安全点検チェック表」（別添1）を参考に点検していただくようお願いします。

また、医療・介護ベッド安全普及協議会より別添2のとおり注意喚起動画の作成に関するプレス発表や公益財団法人テクノエイド協会のホームページにヒヤリ・ハット事例を掲載していますので、こちらにつきましても、幅広く情報提供いただきますようお願いします。

なお、別途関係団体（別添3）に対し、点検に当たって協力依頼していることを申し添えます。

（参考）

注意喚起動画について（医療・介護ベッド安全普及協議会ホームページ）

<http://www.bed-anzen.org/>

ヒヤリハット事例について（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

医療・介護ベッド安全点検チェック表

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために



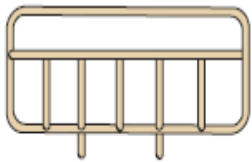
近年、医療・介護ベッドのサイドレールやベッド用グリップによる**死亡事故等**が報告されています。事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

このたび「医療・介護ベッド安全普及協議会」では、サイドレール等による事故を未然防止していただくために、「**医療・介護ベッド安全点検チェック表**」を作成いたしました。医療・介護ベッドでサイドレール等をご利用の際には、このチェック表で点検項目を確認し、必要に応じて対応を行ってください。

また、事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険**」もホームページで見ることができますので、合わせてご利用下さい。

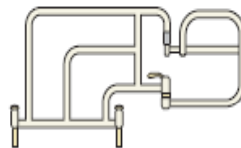


サイドレール



サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド上での起き上がりやベッドからのたちあがりなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品(スパーサー、サイドレールカバー等)のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正の新JIS規格が要求する寸法を満たす製品を使用すること一つの方法です。

特にご注意いただきたい方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとられる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留 意 事 項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、**ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。**

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する(対応品の内容については各メーカーにご相談ください)
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

●製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーをお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8882	http://www.aisin.co.jp/product/welfare/index.html
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

S 医療・介護ベッド安全普及協議会 【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org> 【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。

医療・介護ベッド安全チェック表

氏 名

記入日： 年 月 日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れてみましょう。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。) 	《事故事例》 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。 《対応方法例》 ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	 クッションなど
②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。) 	《事故事例》 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。 《対応方法例》 ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	 スペーサー
③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありませんか？ (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。) 	《事故事例》 ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。 《対応方法例》 ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。	 サイドレールカバー
④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？ 	《事故事例》 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。 《対応方法例》 ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。	 サイドレールカバー

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

平成 24 年 5 月 30 日

報道関係者各位

「医療・介護ベッドに潜む危険」

「医療介護ベッド安全普及協議会」が、注意喚起動画を作成
ウェブサイトで公開、ダウンロード可能

「医療・介護ベッド安全普及協議会」は、医療・介護ベッドを安全に使用するための注意喚起動画を制作し、平成 24 年 5 月 30 日、当会ウェブサイトにおいて公開いたします。

近年、医療・介護ベッドの周辺環境でおきる死亡事故や重傷事故が少なからず報告されております。ベッドとの因果関係は必ずしも明らかではないものの、結果的にベッド用の手すりのすき間に、首や手足が入り込んだ状態で発見される事例において、重大な結果を伴うものが多くなっております。

当会では、その対応策とし、ベッド用手すりによる事故を未然に防止する目的で、注意喚起パンフレット等を作成し、行政や医療・介護の関連団体や事業者、消費生活センター等に配布してまいりました。

このたび、事故の再発防止を目指し、より一層の注意喚起を促すツールとして、ご利用者の心身の状況や療養環境によっては起こりえる事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険**」（9 分 41 秒）を作成致しました。

この動画は、当会のウェブサイト（<http://www.bed-anzen.org>）に 5 月 30 日掲載し、無料でダウンロード可能とする予定です。医療・介護関係者の皆様の研修会等にご活用いただきたいと考えております。

《医療・介護ベッド安全普及協議会 概要》

平成 14 年 12 月、医療・介護ベッドの製造事業者が、「医療・介護ベッド等の開発・普及、及びその正しい使用方法について周知徹底を図り、利用者が安心して使用できる環境の構築に取り組む事」を目的として設立。

【本件に関する問合せ】

医療・介護ベッド安全普及協議会

事務局 菊地（キクチ）

TEL 03-3648-5510

平成24年11月2日

各福祉用具貸与事業者 殿

消費者庁 消費者安全課
厚生労働省 老健局振興課
経済産業省 商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
経済産業省 商務流通保安グループ製品安全課

医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について（緊急依頼）

医療・介護ベッドに係わる事故の危険性等につきましては、事業者や行政（消費者庁、厚生労働省及び経済産業省）から、度々注意喚起を行ってまいりましたが、依然、死亡事故・重大事故が続いています。今年度も既に4件の死亡事故が発生しております。

こういった現状を踏まえ、この度、消費者庁では「実際の介護者に注意喚起がどの程度伝わっているか」等を把握するため、全国の在宅介護者向けにアンケート調査を行いました。

その結果、これまでの事業者や行政からの注意喚起が、実際の在宅介護者の半数以上に伝わっておらず、伝わっていたとしても、危険性を感じず対策も講じていない介護者が多いという結果となりました（詳細は別添1、2を参照）。

つきましては、各福祉用具貸与事業者の皆さまにおかれましては、以下の取組を徹底し、事故の再発防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

介護ベッドに係わる事故の危険性及び対応策について、速やかに実際の介護者に対して説明すること。また、貸与時もしくはモニタリング時にも、当該危険性及び対応策について必ず伝えること。

なお、説明時にお使いいただく資料の一例として、事故再発防止にかかるチラシを添付いたしますので、適宜ご活用下さい。当該チラシについては、以下のURLからも取得可能です。

※http://wwwtest.caa.go.jp/safety/pdf/121101kouhyou_2.pdf

【問い合わせ先】

消費者庁消費者安全課 河岡、小林

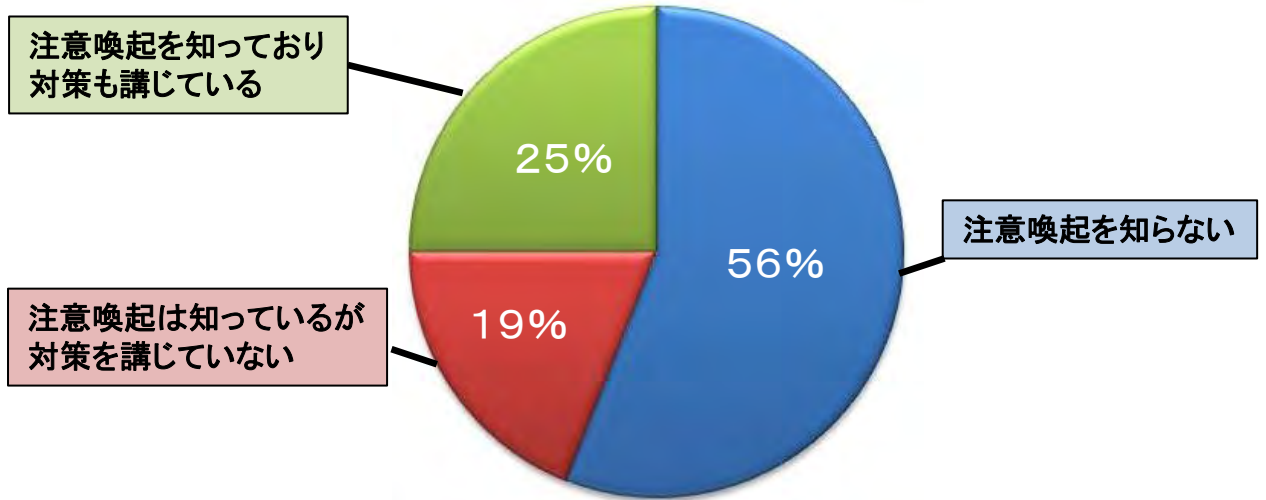
TEL : 03(3507)9202（直通）

HP : <http://www.caa.go.jp/>

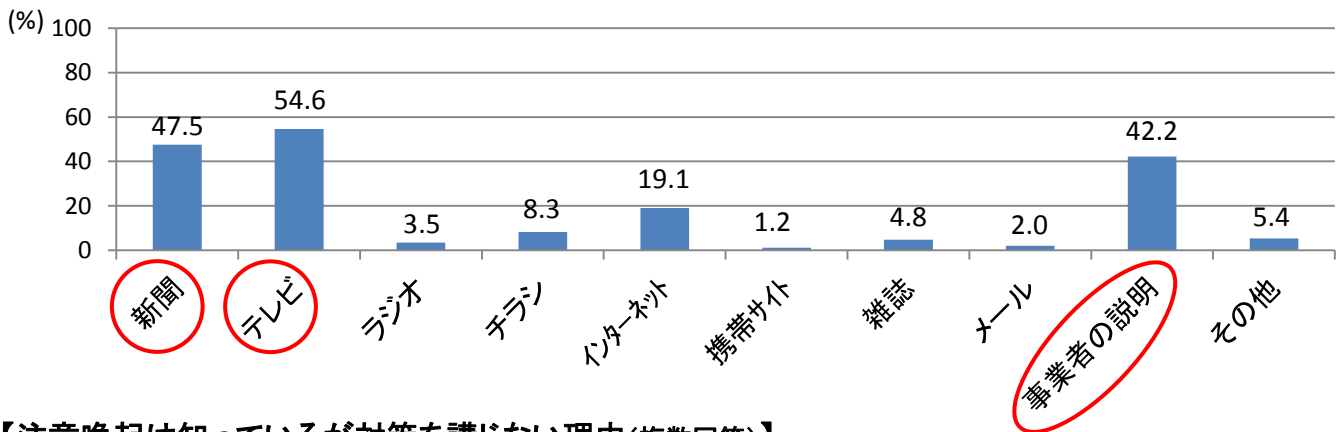
介護ベッドの注意喚起に対する在宅介護者の周知度(概要)

【在宅介護者 3578人】

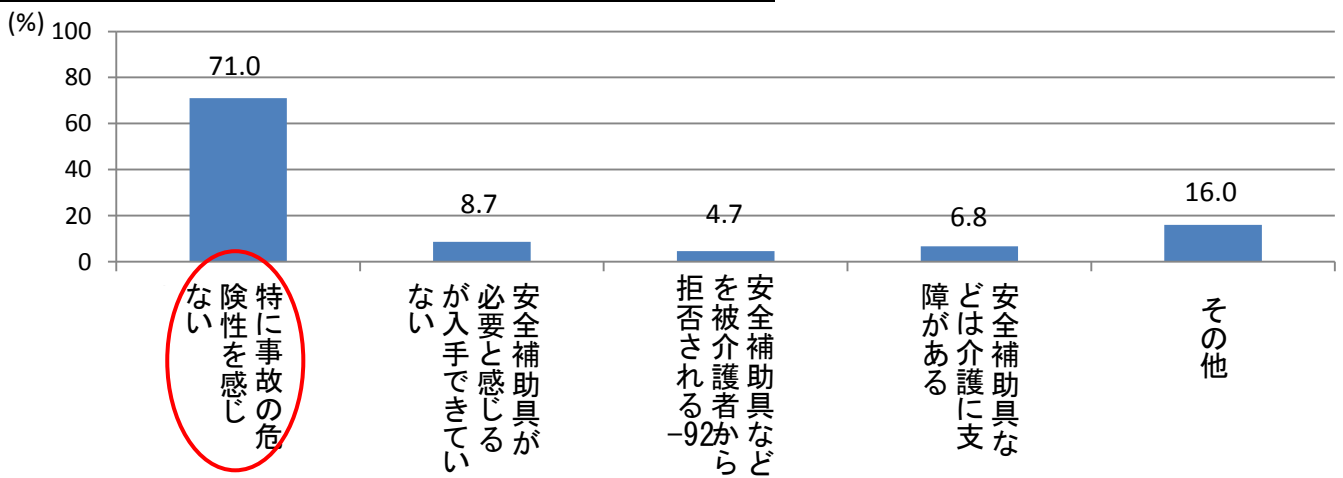
- ① 全体の56%が「注意喚起を知らない」。
- ② 注意喚起を知った手段は、「テレビ(54.6%)」、「新聞(47.5%)」、「事業者からの説明またはマニュアル(42.2%)」が多い。
- ③ 注意喚起は知っているが対策を講じない理由の約7割は、「特に事故の危険性を感じないため」。



【注意喚起を知った手段(複数回答)】



【注意喚起は知っているが対策を講じない理由(複数回答)】



介護ベッドの注意喚起に対する在宅介護者の周知度調査

平成24年11月
消費者庁消費者安全課

1. 調査内容

(1) 調査目的

これまで事業者や行政（消費者庁、厚生労働省及び経済産業省）が行ってきた注意喚起が、介護ベッドを使って介護している方にどの程度伝わっているか、伝わっている場合、注意喚起に基づき安全を意識した対応を行っているか等を把握する。

(2) 調査対象および調査方法

全国で在宅での介護に携わっている（いた）方を対象に、Webによるアンケート調査を実施。

(3) 調査時期

平成24年10月

(4) 調査対象条件、総サンプル数

- ・在宅での介護に携わっている9,573人のうち、介護ベッドを使っている（いた）方
- ・出現率：37.4%
- ・総サンプル数：3,578人

(5) 回答者属性

- ・回収地域：47都道府県
- ・平均年齢：49.8歳
- ・男女比 男：36.5%、女：63.5%

2. 調査結果

(1) 「医療・介護ベッドによる事故が発生し、問題になっていることを知っていますか。」

- ・はい：57.9%
- ・いいえ：42.1%

(2) 「医療・介護ベッドの危険性について、行政やベッドメーカーから注意喚起が行われていることを知っていますか。」

- ・はい：43.7%
- ・いいえ：56.3%

(3) 「注意喚起は、どのように知りましたか。（複数回答）」

※（2）で「はい」と答えた方が回答

- ・新聞：47.5%

- ・テレビ：54.6%
- ・ラジオ：3.5%
- ・チラシ：8.3%
- ・インターネット：19.1%
- ・携帯サイト：1.2%
- ・雑誌：4.8%
- ・メール：2.0%
- ・事業者（ベッドメーカー、レンタル会社又は販売会社）からの説明またはマニュアル：42.2%
- ・その他：5.4%

（４）「注意喚起に従い、事故が起こらないようにどのような対応をとっていますか。（複数回答）」

※（２）で「はい」と答えた方が回答

- ・ベッド自体を新しいものへ取り換えた：8.5%
- ・ベッド手すりに安全補助具を取り付けた：32.6%
- ・すき間にクッションや毛布を詰めた：31.2%
- ・その他：4.4%
- ・特に対応していない：42.4%

（５）「どのような理由から対応をしていないのですか。（複数回答）」

※（４）で「特に対応していない」と答えた方が回答

- ・特に事故の危険性を感じない：71.0%
- ・安全補助具が必要と感じるが入手できていない：8.7%
- ・安全補助具などの対策を被介護者（介護される方）から拒否される：4.7%
- ・安全補助具などの取り付けは、介護に支障がある（遠くから被介護者の様子が見えない等）：6.8%
- ・その他：16.0%

（６）「今まで医療・介護ベッドを使用していて、被介護者（介護される方）への危険を感じたことはありますか。」

- ・はい：28.4%
- ・いいえ：71.6%

（７）「危険を感じたのは、どのような状況でしたか。（複数回答）」

※（６）で「はい」と答えた方が回答

- ・すき間に首や腕など身体の一部を挟んだ（ボードとサイドレール間）：36.5%
- ・すき間に首や腕など身体の一部を挟んだ（サイドレールとサイドレール間）：34.6%
- ・すき間に首や腕など身体の一部を挟んだ（サイドレール自体の空間）：17.7%
- ・ベッドから落ちた（ずり落ちた）：49.5%
- ・その他：12.1%

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第 119 回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所等及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば 1 つの契約により 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

2. 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4. 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5. 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol. 2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6. 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7. 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8. その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

老高発 0825 第 1 号
平成 29 年 8 月 25 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の給付のあり方については、昨年 12 月 9 日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記されました。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- ・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
 - ・ 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設ける
- 等の見直しについて、平成 30 年 10 月からの施行を予定しています。

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る 7 月 3 日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定される見直し内容及びスケジュールについて、お知らせしたところです。

今般、下記のとおり、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具貸与事業者及び福祉用具製造事業者等に御対応いただきたい内容についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、本内容については、一般社団法人日本福祉用具供給協会及び一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 概要

現行の介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にT A I Sコード（5桁-6桁（半角・数字））、J A Nコード又はローマ字で商品コード等を記載いただいておりますが、今後は、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていないJ A Nコード及びローマ字についても、「5桁-6桁（半角・英数字）」のコード（以下「福祉用具届出コード」という。）の記載とすることとします。

このため、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者においては、T A I Sコードを有していない商品について、平成29年9月30日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。

また、福祉用具貸与事業者においては、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載いただくことが必要となります。（本見直し内容を踏まえ、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を今後改正する予定です。）

これらのコードが記載された介護給付費の請求実績に基づき、商品ごとに、全国平均貸与価格の算出、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。

2 スケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりです。ただし、今後の検討により変更があり得ます。

・～平成29年9月30日

T A I Sコードを有していない福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、T A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得

・平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）～

福祉用具貸与事業者において、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載

・平成30年春～夏頃

全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表

・平成30年10月

施行

3 T A I Sコードを有している商品に係る取扱い

T A I Sコードを有している商品については、既に商品コードと商品の価格情報が一元的に管理されていることから、従来の取扱いから変更はありません。

福祉用具貸与事業者においては、介護給付費の請求に当たって、現行どおり、介護給付費明細書に該当する商品のT A I Sコードを確認の上、記載いただきますようお願いいたします。

T A I Sコードを有している商品か否かについては、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者にご確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ（福祉用具情報システム（T A I S））でも御確認いただけます。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、T A I Sコードが正確に記載されていないといった事例が指摘されているため、改めて正確な記載について御留意いただきますようお願いいたします。

<参考>

福祉用具情報システム（T A I S）（公益財団法人テクノエイド協会）

<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

4 T A I Sコードを有していない商品に係る取扱い

T A I Sコードを有していない商品については、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていないことから、新たに貸与価格の全国的な状況を把握するための仕組みが必要となります。

このため、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者においては、平成29年9月30日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。

T A I Sコードを取得される場合は、上記公益財団法人テクノエイド協会のホームページを御確認の上、具体的な手続を行っていただきますようお願いいたします。

福祉用具届出コードを取得される場合は、別紙「貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」利用の手引き」（公益財団法人テクノエイド協会）の手続が必要となりますので、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者に対し、広く周知いただくとともに、期日までに遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

また、福祉用具貸与事業者においては、福祉用具届出コードの取得に関する手続が適切に行われるよう、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に対し、その求めに応じて介護給付費の請求実績が確認できる書類を提供いただくとともに、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載いただく

こととしますので、あわせて遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

なお、実際の商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表することとしていますが、それまでの間は、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に御確認いただきますようお願いいたします。

5 その他

本見直し内容の施行に向けては、引き続き、関係機関と必要な協議を進めていきますが、今後は、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードを記載いただくとともに、その介護給付費の請求実績に基づき、貸与価格の全国的な状況を正確に把握するため、

- ・ T A I Sコード又は福祉用具届出コードについては、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一の商品を含め、複数の福祉用具の商品を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点について、改めて御留意いただきますようお願いいたします。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定していますので、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

また、利用者が適切に福祉用具を選択するためには、それぞれの商品の価格情報とあわせて、その仕様や機能に係る情報等についても広く提供されることが望ましいものです。

これらの情報については、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム（T A I S）で御確認いただけますので、福祉用具の選定に当たっては、本システムも積極的に活用いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

貸与価格の見える化を推進するための 「福祉用具届出システム」利用の手引き

●届出システムの目的

この「福祉用具届出システム」は、介護保険における福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、全国の福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するT A I S（福祉用具情報システム）に未登録の福祉用具のうち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくためのものです。

●届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S 未登録の用具についてのみ届出してください。（但し、福祉用具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。）

（留意事項）

- ※ 1 既にT A I S登録しており「5桁－6桁」のT A I Sコードが付与され、協会H Pから用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※ 2 また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会H Pに掲載しますのでご確認ください。
- ※ 3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「いずれもない」ものは届出できません。
- ※ 4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）」をご参照ください。

●届出期間

平成29年9月30日（土）まで

●届出方法

この「届出システム利用の手引き」に記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行って下さい。

なお、記載内容の漏れや誤り、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

平成29年8月25日現在

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

1. はじめに（システム操作前にご準備いただきたいこと）	1
(1) 必要な書類について	1
2. 本システムについて.....	3
(1) アクセス方法について.....	3
(2) 本システムの全体像について.....	5
3. ログイン用のパスワードを取得する.....	6
(1) 福祉用具情報システム（TAIS）の企業コード（5桁）を持っている方.....	6
(2) 福祉用具情報システム（TAIS）の企業コードを持っていない方.....	8
4. ログインする.....	10
5. 用具情報について入力する	11
6. 入力済みの用具について確認する	15
7. 入力済みの用具について修正・届出する	16
8. 請求実績を入力する.....	17
9. 福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）	18

問い合わせ先（事務局）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 加藤・山下・嶋谷・五島

電話番号 03-3266-6883

株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 依田（よだ）・谷澤

電話番号 03-5296-8918

1. はじめに（システム操作前にご準備いただきたいこと）

（１） 必要な書類について

福祉用具の届出にあたっては、請求実績が確認できる書類※¹又は、（既にサービス提供しているが請求実績のない用具については）保険者からの承認が得られていることが確認できる書類等※²の添付が必要となり、また記載内容の入力が必要になります。従って、届出システムに用具情報を入力する前に、届出が必要な用具を選定し、貸与事業者から必要書類を取り寄せてください。必要書類は1商品について1件（被保険者1名分）です。

※1 請求実績が確認できる書類

介護給付費請求にて国保連に届け出ている「介護給付費請求・明細書 様式第二 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」（以下の様式）のことをいいます。なお、請求システムを自社開発等している関係から、本様式と同様の出力が困難な場合には、別様式でも可能としますが、1商品毎に同様の内容が確認できる書類を用意してください。

届出に必要な情報は以下のとおりです。これらの情報を入力いただくとともに、一式のデータ添付（PDFでも可）も必要になります。

- ・直近の給付年月日
- ・保険者番号、保険者名
- ・請求事業者の事業所番号、名称、電話番号
- ・居宅サービス計画の事業所番号、名称
- ・給付費明細（サービスコード、単位数、摘要）

様式第二（附則第二条関係）											
居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書											
（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス）											
公費負担者番号								平成 年 月 分			
公費受給者番号								保険者番号			
被保険者に関する部分は、個人情報です。 黒く塗りつぶすなどの対応を行ったうえで、書類の 授受、届出システムへの登録をお願いします。				事業所 番号							
				事業所 名称							
				所在地							
				連絡先		電話番号					
生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和		性別		1.男 2.女					
要介護 状態区分		要介護 1・2・3・4・5									
認定有効 期間		平成 年 月 日 から		平成 年 月 日 まで							
居宅 サービス 計画		1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成									
事業所 番号						事業所 名称					
開始 年月日		平成 年 月 日				中止 年月日		平成 年 月 日			
中止 理由		1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院									
サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分 回数	
										公費対象単位数	
										摘要	

※ 2 保険者からの承認が得られていることが確認できる書類等

現時点でサービス提供しているが請求実績のない福祉用具の届出については、以下のすべての情報が必要です。

届出に必要な情報は以下のとおりです。カタログについては、データ添付（PDF でも可）が必要になります。

- ・貸与開始年月
- ・請求（予定）事業者の事業所番号、名称、電話番号
- ・居宅サービス計画の事業所番号、名称
- ・給付費明細に記載予定のサービスコード、単位数
- ・承認が得られている保険者番号、保険者名、担当部署、電話番号
- ・カタログの対象商品掲載ページの写真（商品と貸与価格が確認できるもの）

2. 本システムについて

(1) アクセス方法について

「福祉用具届出システム」は、テクノエイド協会のホームページ（<http://www.techno-aids.or.jp/>）からアクセスすることができます。届出を行う全ての製造事業者又は輸入事業者は、①「法人登録する」にてログイン用のパスワードを取得してください。その後、②「用具の届出・修正・確認」にて①で取得したパスワードを用いてログインし、福祉用具の届出を行ってください。

テクノエイド協会ホームページ（<http://www.techno-aids.or.jp/>）トップ

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針 情報公開 賛助会員 リンク集

お知らせ NEW! 大橋謙策理事長の動向コーナー 一覧を表示 >

2017.06.20 平成29年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）開催要項（大阪会場）を掲載しました。

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム
～みんなで考えよう自立支援機器開発～

パンフレットはこちら

最新情報 2017.8.8 最終更新

要望・アイデア 精神障害者の公共の場での手帳提示について
どんな障がいにかかわらず、障がい者手帳を提示することに受容できていない...

新製品や技術 車いす用タイヤ空気圧表示インジケータ
本試作品は、車いす用タイヤの空気圧を表示することで、タイヤ空気圧の減少...

お知らせ 【川崎市から配信メールのご紹介】ウェルフェアイノベーション /かわさき...
6月21日に川崎市より配信しましたお知らせのご紹介です。個別配信を...

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

2017.08.21 届出システムの目的及び届出を行う者、期間、方法等について
2017.08.21 福祉用具届出システム利用の手引き（PDF形式：1.13MB）

8月28日以降 公開予定

障害者自立支援機器等開発促進事業

2017.07.18 交付要項・交付申請書... NEW!!
2017.05.24 08人集を掲載しました

介護ロボット等のお試しができます！

介護ロボット等試用貸出事業（事業者・施設向け）

福祉用具・介護ロボット開発実証環境整備事業

介護ロボット導入好事例表彰事業

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

2017.08.21 届出システムの目的及び届出を行う者、期間、方法等について
2017.08.21 福祉用具届出システム利用の手引き（PDF形式：1.13MB）


公益財団法人テクノエイド協会
 The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索
 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針 情報公開 賛助会員 リンク集

ホーム > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

> 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

**8月28日以降
公開予定**

- 届出システムの目的
- 届出を行う者
- 届出期間
- 届出方法
- お問合せ先（事務局）
- 参考情報

● 届出システムの目的

ページの先頭へ

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格+1標準偏差）を設ける

厚生労働省においては、公益財団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。

こうした背景を踏まえ、この「福祉用具届出システム」は、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するT A I S（福祉用具情報システム）に未登録の福祉用具のうち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくためのシステムです。

● 届出を行う者

ページの先頭へ

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S未登録の用具についてのみ届出してください。（但し、福祉用具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。）

（留意事項）

- ※1 既にT A I S登録しており「5桁～6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※2 また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会HPに掲載しますのでご確認ください。
 - 当該リストはこちら（Excel形式：153KB）
- ※3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「ない」ものは届出できません。
- ※4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）」をご参照ください。

● 届出期間

ページの先頭へ

平成29年9月30日（土）まで

● 届出方法

ページの先頭へ

下記に掲載する「届出システム利用の手引き」をダウンロードし、所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行って下さい。

なお、記載内容の漏れや誤りなど、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

- 届出システム利用の手引き
 - ※手引きは運用状況により変更となります。

初めて「福祉用具届出システム」を利用する方は、こちらをクリックしてください。

既にパスワードを取得している方は、こちらをクリックしてください。

法人登録する

用具の届出・修正・確認

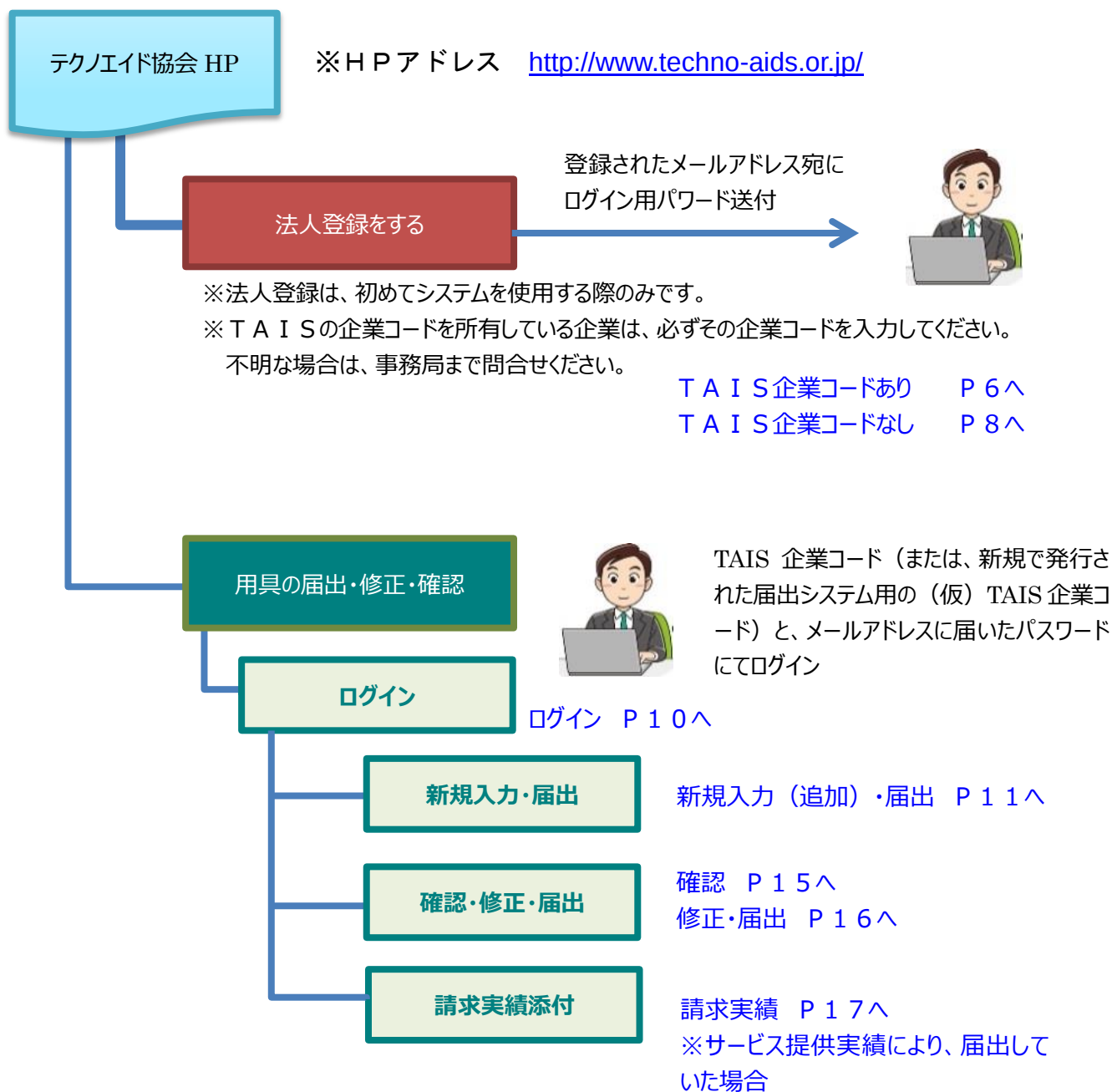
● お問合せ先（事務局）

ページの先頭へ

- 公益財団法人テクノエイド協会
 - 企画部 加藤・山下・嶋谷・五島（ごしま）
 - 電話番号 03（3266）6883
- 株式会社インターリスク総研
 - リスクマネジメント第三部 依田（よだ）・谷澤（やざわ）
 - 電話番号 03（5296）8918

(2) 本システムの全体像について

システムの全体像は以下のとおりです。



3. ログイン用のパスワードを取得する

※初めて使用する方はこちらを必ず実施してください。

(1) 福祉用具情報システム（TAIS）の企業コード（5桁）を持っている方

- ① トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。
「TAIS 企業コード」の欄に福祉用具情報システム（TAIS）にて発行されている5桁の「企業コード」を入力し、エンターをすると、登録済みの情報（法人名からFAX番号まで）が自動的に表示されます。
過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS 企業コード」を入力してください。不明な場合には「福祉用具検索システム（企業一覧）」にて調べることができます。
- ② 国税庁に登録されている法人番号（13桁）を入力してください。
（法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）
- ③ パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。
- ④ 届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。
- ⑤ 入力内容に間違いがなければ「登録する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人情報を登録してください。（*は入力必須です）

TAIS企業コード ※TAIS登録企業はコードを入力してください。
① ※過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS企業コード」を記入してください。
不明な場合には、こちらから調べることができます。 [★福祉用具検索システム（企業一覧）](#)

*法人名	
*法人名フリガナ	
担当部署	
*都道府県	
*住所	
*TEL	- -
FAX	- -
*法人番号	②
*メールアドレス	③
*登録者氏名	④

⑤

TAIS 企業コードが不明、または TAIS 企業コードを取得済みか不明な場合は、こちらのサイトで確認することができます。

⑥ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。

入力内容が正しい場合は、「登録する」を再度クリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用するパスワードが送信されます。

（登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。）

誤りがある場合は「修正する」をクリックすると、入力画面（前画面）に戻ることができます。正しい内容に修正し、再度「登録する」をクリックしてください。

⑦ 登録が完了しましたら、登録完了画面が表示されます。自動的に登録されたメールアドレスにパスワードが送信されますが、届かない場合は事務局までご連絡ください。

トップ > 法人登録画面 > 法人登録確認画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

以下の内容で登録します。よろしいですか。

TAIS企業コード

*法人名

*法人名フリガナ

担当部署

*都道府県

*住所

*TEL

FAX

*法人番号

*メールアドレス

*登録者氏名

登録された内容が表示されます。

⑥

修正する

登録する

「登録する」をクリックする前に、
本画面を印刷・保管しておくことをお勧めします。

トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人登録が完了しました。
登録いただいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。
登録後、1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

⑦

トップページへ戻る

7

-109-

(2) 福祉用具情報システム (TAIS) の企業コードを持っていない方

※過去に T A I S に登録したことは無いが十分に調べてください。不明な場合には事務局まで確認してください。

- ① トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。

「法人名」から順に法人情報について入力してください。「*」は必須項目です。

※「TAIS 企業コード」欄は入力不要です。但し、過去に TAIS 登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS 企業コード」を入力してください。不明な場合には事務局に問合せてください。

※法人番号について：国税庁に登録されている法人番号（13 桁）を入力してください。

（法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

※メールアドレスについて：パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。

※登録者氏名：届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。

- ② 入力内容に間違いがなければ「登録する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人情報を登録してください。（*は入力必須です）

TAIS企業コード **入力不要**

※TAIS登録企業はコードを入力してください。

※過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS企業コード」を記入してください。

不明な場合には、こちらから調べることができます。 [★福祉用具検索システム\(企業一覧\)](#)

*法人名	
*法人名フリガナ	
担当部署	
*都道府県	
*住所	
*TEL	- -
FAX	- -
*法人番号	
*メールアドレス	
*登録者氏名	

登録する

②

- ③ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。

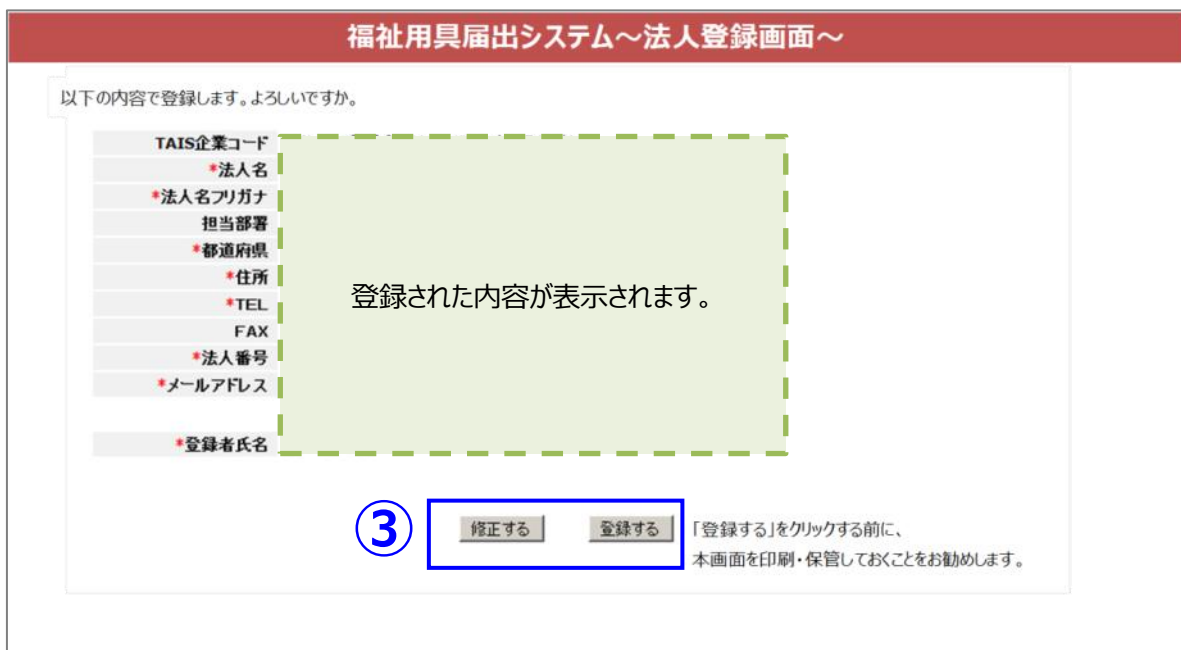
入力内容が正しい場合は、「登録する」を再度クリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用する（仮）TAIS 企業コードとパスワードが送信されます。

（登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。）

誤りがある場合は「修正する」をクリックすると、入力画面（前画面）に戻ることができます。正しい内容に修正し、再度「登録する」をクリックしてください。

- ④ 登録が完了しましたら、登録完了画面が表示されます。自動的に登録されたメールアドレスに福祉用具届出システム用の（仮）TAIS 企業コードとパスワードが送信されますが、届かない場合は事務局までご連絡ください。

トップ > 法人登録画面 > 法人登録確認画面



福祉用具届出システム～法人登録画面～

以下の内容で登録します。よろしいですか。

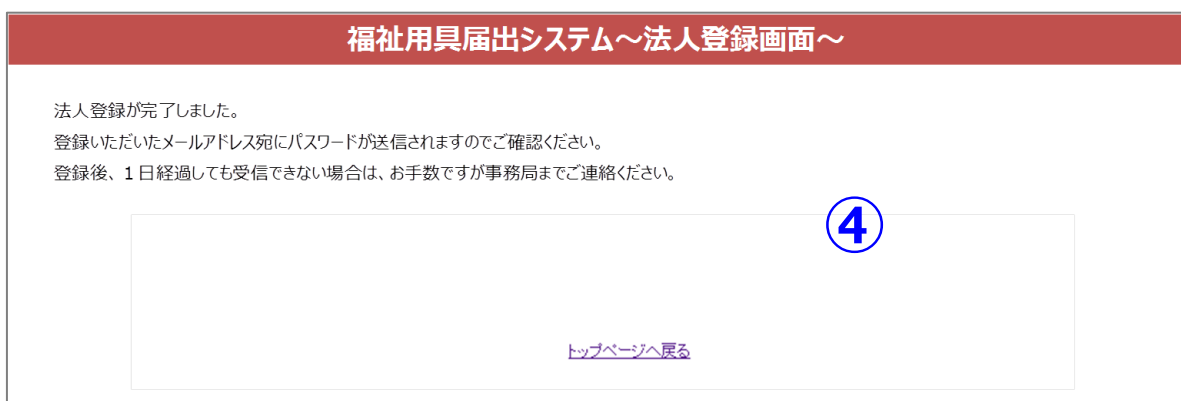
TAIS企業コード	
*法人名	
*法人名フリガナ	
担当部署	
*都道府県	
*住所	
*TEL	
FAX	
*法人番号	
*メールアドレス	
*登録者氏名	

登録された内容が表示されます。

③

「登録する」をクリックする前に、
本画面を印刷・保管しておくことをお勧めします。

トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面



福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人登録が完了しました。

登録いただいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。

登録後、1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

④ [トップページへ戻る](#)

4. ログインする

- ① トップ画面の「用具の届出・修正・確認」をクリックすると「用具の届出・修正・確認画面」に進みます。
- ② 法人登録にて発行された「企業コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
(TAIS 登録済み企業は、TAIS にて発行されている 5 桁の「企業コード」を入力してください。)
- ③ 正常にログインされると「届出用具一覧」のページが表示されます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面

The screenshot shows a web interface with a teal header bar containing the text '福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～'. Below the header, there is a white box with the instruction '企業コードとパスワードを入力してください'. Inside this box, there are two input fields: '*企業コード' and '*パスワード'. Both fields are highlighted with a blue rectangular border. Below the input fields, there are two buttons: '戻る' (Back) and 'ログイン' (Login). The 'ログイン' button is also highlighted with a blue rectangular border.

※ログインに失敗した場合

以下の画面が表示された場合は、企業コードとパスワードが一致しないなどの理由が考えられます。

受信したメール等を再度確認いただき、どうしてもログインできないという場合は事務局までご連絡ください。

The screenshot shows a web interface with a teal header bar containing the text '法人情報入力エラー'. Below the header, there is a white box with the error message: '企業コードまたはパスワードが間違っています。 - ERR C002 -
お手数ですが、トップページから再度入りなおしてください。'. At the bottom of the white box, there is a blue link that says 'トップページへ戻る'.

5. 用具情報について入力する

- ① ログイン後、届出用具一覧の画面が表示されます。新規で用具情報を入力する場合は、「新規追加」ボタンをクリックしてください。届出する用具の詳細情報を入力する画面に進みます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

①

新規追加

サービス提供実績による届出を行い、請求実績を証明する書類の提出がされていない場合には、「無」と表示されます。（請求実績がある場合はブランクとなります）

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
							修正する

既に入力されている用具がある場合には、一覧として表示されます。

戻る

- ② 届出する用具 1 商品ごとに詳細情報を入力してください。「＊」は必須項目です。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 用具情報

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

一覧へ 一時保存する 送信する

【株式会社●●●】

用具情報を入力してください

■届出する用具について入力してください

＊名称 型番

※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。
※名称・型番はいずれも全角で入力してください。（漢字、かな、カナ、英数字）

商品画像データ登録は、該当商品のみの画像を添付してください。

＊介護保険種目 サービス種類 17:福祉用具貸与

サービス種目

希望小売又は実勢価格 0 円

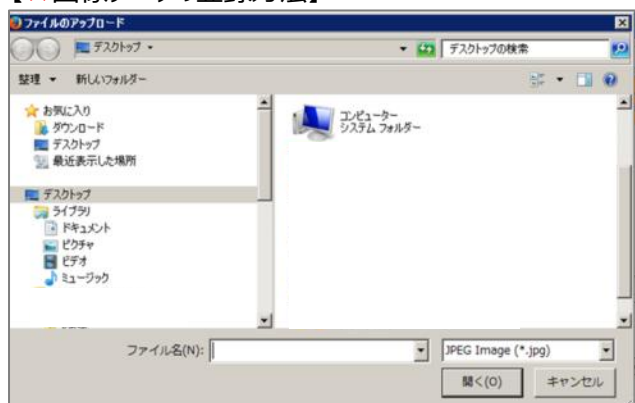
★商品画像データ登録 参照... ファイルが選択されていません。

請求実績 ☒ あり ☐ なし

名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。
また、すべて全角で入力してください。

現時点で既に請求実績がある用具は、「あり」を選択してください。⇒P12 へ進む
サービス提供しているが請求実績のない用具は、「なし」を選択してください。⇒P14 へ進む

【★画像データの登録方法】



「商品画像データ登録」にある「参照」をクリックすると、先の画面が表示されます。
添付した画像データが保存されているフォルダからデータを選択し、右下にある「開く」をクリックするとデータ登録が完了します。
完了するとデータの名称が表記されます。
※添付できるデータは、Excel、Word、pdf、ppt、JPEG 等、いずれも可能です。

■ 請求実績「あり」の場合

以下の部分について、必要事項の入力および書類データの登録をしてください。（様式第二の情報転記してください）

■ 請求実績「あり」の場合は以下入力してください

*直近の給付年月	平成		年		月	ア
*保険者番号						イ
*保険者名						
請求事業者						
*請求事業者の事業所番号						ウ
*請求事業所の事業所名称						エ
*電話番号		-		-		オ
居宅サービス計画						
*事業所番号						カ
*事業所名称						キ
給付費明細						
*サービスコード	*単位数	摘要				
ク	ケ	コ				
様式2添付 参照... ファイルが選択されていません。						

※国が示す様式通り出力できない場合は、別様式による添付も可能とします。
 但し、この場合についても上記の請求実績が1商品ずつ確認できるようにしてください。

(以下のア～コの内容を入力)

入力内容と同じ様式第二の写真または PDF を登録。
(登録方法は P11★を参照)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス)

様式第二 (附則第二条関係)

入力内容と同じ様式第二の写真または PDF を登録
(登録方法は P11★を参照)

ア	平成			年			月分
	イ 保険者番号						

ウ エ オ	事業所番号									
	事業所名称									
	請求事業者所在地	〒								
連絡先	電話番号									

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成	2. 被保険者自己作成									
	事業所番号 カ										事業所名称 キ

開始年月日	平成		年		月		日	中止年月日	平成		年		月		日
中止理由	1. 非該当 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院														

給付費明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分割回数	公費対象単位数	摘要
		ク			ケ			コ

必須項目全ての入力完了後、このまま届出を行う場合は「一時保存」または「送信する」をクリックしてください。
※全ての項目への入力完了していない場合でも「一時保存」により、後日、追加での入力等が可能です。

> 「一時保存」をクリックした場合



福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

用具情報を一時保存しました

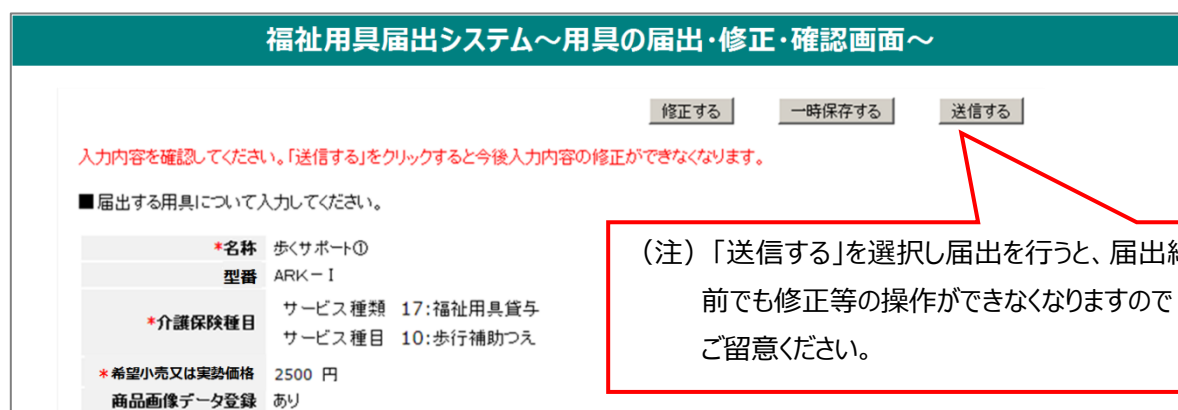
一覧へ

> 「送信する」をクリックした場合

「送信する」をクリックすると、届出内容の確認画面が表示されます。

（登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。）

入力内容に誤りのないことを確認し、再度、「送信する」をクリックすると、届出が完了します。



福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

修正する 一時保存する 送信する

入力内容を確認してください。「送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■ 届出する用具について入力してください。

*名称	歩くサポート①
型番	ARK-I
*介護保険種目	サービス種類 17:福祉用具貸与 サービス種目 10:歩行補助つえ
*希望小売又は実勢価格	2500 円
商品画像データ登録	あり

(注) 「送信する」を選択し届出を行うと、届出締切前でも修正等の操作ができなくなりますのでご注意ください。

■請求実績「なし」の場合

(1) サービス提供実績の入力とカタログの添付

必須項目全ての入力完了後、このまま届出を行う場合は「一時保存」または「送信する」をクリックしてください。

※全ての項目への入力完了していない場合でも「一時保存」により、後日、追加での入力等が可能です。

■請求実績「なし」の場合は以下入力してください

*サービス提供開始年月日 平成 年 月

サービス提供事業者

*サービス提供 事業者の
事業所番号

*サービス提供 事業所の
事業所名称

*電話番号 - -

居宅サービス計画

*事業所番号

*事業所名称

給付費明細

*サービスコード	*単位数

承認が得られている保険者

*保険者番号

*保険者名

*担当部署

*電話番号 -

カタログ添付 ファイルが選択されていません。

※商品と貸与価格がわかるようにしてください

カタログ添付については、カタログ中の該当商品の画像と価格表示の部分のみ添付してください。

>「一時保存」をクリックした場合

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

用具情報を一時保存しました

>「送信する」をクリックした場合

「送信する」をクリックすると、届出内容の確認画面が表示されます。

入力内容に誤りのないことを確認し、再度、「送信する」をクリックすると、届出が完了します。

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

入力内容を確認してください。「送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■届出する用具について入力してください。

*名称	歩くサポート①
型番	ARK-I
*介護保険種目	サービス種類 17:福祉用具貸与 サービス種目 10:歩行補助つえ
*希望小売又は実勢価格	2500 円
商品画像データ登録	あり

(注)「送信する」を選択し届出を行うと、届出締切前でも修正等の操作ができなくなりますのでご注意ください。

(2) 請求実績の添付

サービス提供実績のみの届出については、請求の実績が発生した段階で、その請求実績を証明する書類が必要となります。サービス提供実績による届出後、2 か月を経過しても、請求実績を証明する書類の提出がされない場合、コード表から削除します。

詳しくは、P 17「8. 請求実績を入力する」をご覧ください。

6. 入力済みの用具について確認する

- ① ログイン後、入力済みの届出用具一覧の画面が表示されます。ステータスにて現在の状況が確認できます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

新規追加

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
							修正する

戻る

- 受付番号・・・届出企業において入力された順にシステム上の受付番号が配番されます。

※届出コードではありません。

- 更新日・・・届出用具の最終入力日または送信日が表示されます。

- ステータスの表記・・・以下を意味します

ステータス	状況
一時保存	届出は未完了の状況です。 備考欄にある「修正する」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、内容の修正ができます。
送信済み（入力終了）	請求実績のある用具について、届出が完了している状況です。 入力内容の修正はできません。
送信済み（請求実績待ち）	サービス提供実績によって届出が完了している状況です。後日、請求実績について報告する必要があります。 備考欄にある「請求実績追加」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、請求実績について入力が可能になります。ただし、用具の基本情報（名称、型番、介護保険種目、希望小売又は実勢価格、商品画像データ）は修正することができません。

7. 入力済みの用具について修正・届出する

- ① ログイン後、入力済みの届出用具一覧の画面が表示されます。一覧の中から修正したい用具の「修正する」をクリックすると用具の詳細情報を入力する画面が表示され、入力内容の修正や届出（「送信する」）ができます。

※ステータスが「一時保存」と表示されている用具のみ修正が可能です。「送信済み」の用具については修正することができません。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

新規追加

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
001	株式会社●●●	●●●●●	●●-●●●		****/*/*	一時保存	修正する

戻る

8. 請求実績を入力する

- ① 請求実績がなく、サービス提供実績にて用具の届出を実施した場合、請求実績欄に「無」、およびステータス欄に「送信済み（請求実績待ち）」が表記されています。
- ② 該当する用具の備考欄にある「請求実績追加」をクリックすると、用具情報入力画面が表示されます。
- ③ 請求実績について、必要事項の入力および書類データを添付し、「送信する」をクリックしてください。
入力にあたっては、P12「■請求実績「あり」の場合」を参考にしてください。

※既に請求実績ありで用具届出を実施した場合は、入力内容や添付書類の差し替えはできません。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
001	株式会社●●●	●●●●●	●●-●●●	無	****/*/*	送信済み (請求実績待ち)	請求実績追加

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 用具情報

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社●●●】

用具情報を入力してください

■届出する用具について入力してください

*名称

型番

用具についての基本情報は変更できません。

※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出する
※名称・型番はいずれも全角で入力してください。（漢字、かな、カタカナ）

*介護保険種目

*希望小売又は実勢価格 円

商品画像データ登録 ファイルが選択されていません。

サービス種類

サービス種目

請求実績 ☒ あり ☐ なし

■請求実績「あり」の場合は以下入力してください

*直近の給付年月 平成 年 月

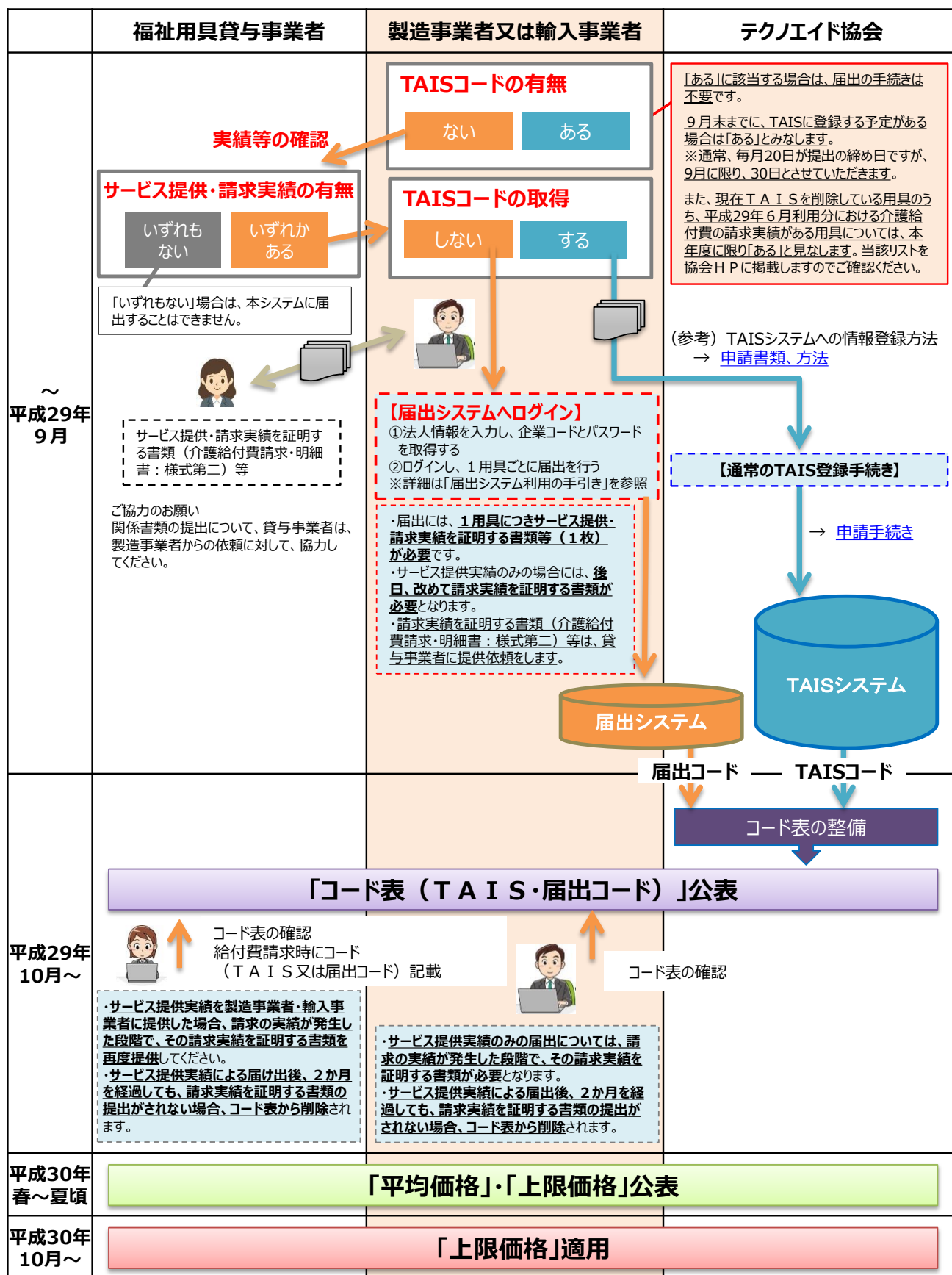
*保険者番号

*保険者名

請求事業者

③

9. 福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）



※本スケジュール等につきましては、あくまで現時点の予定であり、容赦なく変更する場合がありますのでご了承ください。

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成 29 年 8 月 25 日老高発 0825 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、平成 29 年 10 月の福祉用具貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することとし、具体的な商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表するとしていたところです。

今般、下記のとおり、商品ごとのコード一覧の掲載先等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 商品ごとのコード一覧の掲載先について

商品ごとのコード一覧については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載しています。

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）（別紙参照）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

福祉用具貸与事業者においては、平成 29 年 10 月の福祉用具貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、当該コードの記載が必要となりますので、遺漏なく

御対応いただきますようお願いします（今後、当該コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています。）。

なお、当該コードの記載に当たっては、誤りなく正確に記載いただくことはもとより、同一商品を複数貸与している場合も一つ一つ分けて記載いただく等といった点について、改めて御留意いただきますようお願いします。

2 平成29年10月1日以降に初めて貸与される新商品等の取扱いについて

TAISコードを有していない商品については、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただいたところですが、同年10月1日以降に初めて貸与される新商品等については、次のいずれかの対応が必要となりますので、御留意いただきますようお願いします。

また、本内容については、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者にも広く周知いただきますようお願いします。

（1）TAISコードの取得について

TAISコードについては、10月以降も随時申請の受付を行っていますので、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、TAISコードを取得される場合は、所定の手続を行っていただきますようお願いします。

福祉用具貸与事業者においては、TAISコードを取得している商品か否かについて、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで御確認の上、介護給付費明細書に該当するTAISコードを記載いただきますようお願いします。

（2）暫定的な商品コードの使用について

福祉用具貸与事業者において、上記TAISコードを取得していない商品を貸与する場合は、当面の間、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」

（左詰・半角）の使用を可能としますので、介護給付費明細書に当該コードを記載いただきますようお願いします。

なお、当該コードについては、あくまで暫定的なものであり、今後、改めてTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことを予定していますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail： fukushiyougu@mhlw.go.jp

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>


公益財団法人テクノエイド協会
 The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

[サイト内検索](#)

[検索](#)
[協会紹介](#)
[アクセス](#)
[リンク・著作権・免責事項](#)
[個人情報保護方針](#)
[情報公開](#)
[賛助会員](#)
[リンク集](#)

[ホーム](#)
 > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

> **福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!**

- [コード表の公開](#) **NEW!!**
- [届出システムの目的](#)
- [届出を行う者](#)
- [届出期間](#)
- [届出方法](#)
- [お問合せ先（事務局）](#)
- [関連情報](#)
- [Q&A集](#)

● **コード表の公開 NEW!!** [ページの先頭へ](#)

介護給付費明細書に記載いただく「5桁－6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することが予定されております。誤りなく正確に記載いただきますようお願いします。

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月） [（Excel形式：1.25MB）](#) **NEW!!**
 - ※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。
 - ※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。
- 各都道府県等介護保険主管課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成29年10月●日） **NEW!!**
 - ・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて [（PDF形式：180KB）](#)

● **届出システムの目的** [ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設ける

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。

老高発 1019 第 1 号
老老発 1019 第 1 号
平成 29 年 10 月 19 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

今般、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握することに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を別紙のとおり改正し、平成 29 年 11 月 1 日（同年 10 月の福祉用具貸与分）から適用することとしたので通知する。

ついては、貴管内市区町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

○ 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

（変更点は下線部）

改正後

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	手すり貸与	171007		31	300			00000-11111
	手すり貸与	171007		31	300			00000-11111

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	特殊寝台貸与	171003		31	900			00000-22222
	特殊寝台 付属品貸与	171004		31	100			00000-Z33333

1 削除

2 削除

改正前

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又はJ A Nコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとする。

また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。

1 (公財) テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について

(1) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつなぐこととする。

(2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。

2 J A Nコードを取得している商品については、J A Nコードを左詰で記載

(参考) 削除

(別紙) 削除

い

ず

れ

の

コ

ー

ド

も

有

し

て

い

な

い

商

品

に

限

り

、

次

の

と

お

り

ロー

マ

字

で

記

載

を

可

能

と

す

る

。

(1)

メ

ー

カ

ー

名

と

商

品

名

を

英

字

（

ヘ

ボン

式

で

大

文

字

）

で

記

載

し

、

そ

の

間

は

「

-

」

で

つ

な

ぐ

こ

と

と

す

る

こ

と

。

(2)

メ

ー

カ

ー

名

の

記

載

に

つ

い

て

は

、

株

式

会

社

等

の

各

企

業

で

共

通

す

る

よ

う

な

名

称

を

除

き

、

次

頁

に

定

め

る

変

換

方

法

に

よ

り

英

字

（

ヘ

ボン

式

で

大

文

字

）

で

記

載

（

例

）

ア

メ

リ

カ

ベ

ッ

ド

メ

デ

ィ

カ

ル

サ

ー

ビ

ス

株

式

会

社

→

AM

ER

IK

AB

ET

株

式

会

社

松

本

製

作

所

→

MAT

SUM

OTO

S

(3)

商

品

名

の

記

載

に

つ

い

て

は

、

型

番

を

有

し

て

い

る

商

品

に

つ

い

て

は

型

番

を

記

載

し

、

型

番

が

な

い

商

品

に

つ

い

て

は

、

商

品

名

を

別

紙

に

定

め

る

変

換

方

法

に

よ

り

英

字

（

ヘ

ボン

式

で

大

文

字

）

で

記

載

（

ヘ

ボン

式

に

つ

い

て

は

次

表

を

参

照

の

こ

と

。

（

例

）

自

走

式

車

い

す

AA

—

1

2

→

AA

—

12

アル

ミ

製

標

準

車

→

AR

UM

ISE

I

H

(参考)

J

A

N

コ

ー

ド

と

は

、

「

国

コ

ー

ド

」

、

「

商

品

メ

ー

カ

ー

コ

ー

ド

」

、

「

商

品

アイ

テム

コ

ー

ド

」

、

「

チェ

ック

デ

ジ

ット

」

か

ら

な

る

商

品

識

別

コ

ー

ド

で

あ

る

こ

と

。

こ

の

コ

ー

ド

は

、

店

舗

等

で

商

品

に

印

刷

さ

れ

て

い

る

バ

ー

コ

ー

ド

の

1

つ

で

あ

る

こ

と

。

(別紙)

あ	い	う	え	お	や	い	ゆ	え	よ
A	I	U	E	O	YA	I	YU	E	YO
か	き	く	け	こ	ら	り	る	れ	ろ
KA	KI	KU	KE	KO	RA	RI	RU	RE	RO
きゃ	きゅ	きょ			りゃ	りゅ	りょ		
KYA	KYU	KYO			RYA	RYU	RYO		
さ	し	す	せ	そ	わ	ゐ	う	ゑ	を
SA	SHI	SU	SE	SO	WA	I	U	E	O
しゃ	しゅ	しょ			ん				
SHA	SHU	SHO			N	(M)			
た	ち	つ	て	と	が	ぎ	ぐ	げ	ご
TA	CHI	TSU	TE	TO	GA	GI	GU	GE	GO
ちゃ	ちゅ	ちょ			ぎゃ	ぎゅ	ぎょ		
CHA	CHU	CHO			GYA	GYU	GYO		
な	に	ぬ	ね	の	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
NA	NI	NU	NE	NO	ZA	JI	ZU	ZE	ZO
にゃ	にゅ	にょ			じゃ	じゅ	じょ		

	<table><tr><td></td><td><u>NYA</u> <u>NYU</u> <u>NYO</u></td><td></td><td><u>JA</u> <u>JU</u> <u>JO</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>は行</u></td><td><u>は</u> <u>ひ</u> <u>ふ</u> <u>へ</u> <u>ほ</u></td><td rowspan="2"><u>だ行</u></td><td><u>だ</u> <u>ち</u> <u>づ</u> <u>で</u> <u>ど</u></td></tr><tr><td><u>HA</u> <u>HI</u> <u>FU</u> <u>HE</u> <u>HO</u></td><td><u>DA</u> <u>JI</u> <u>ZU</u> <u>DE</u> <u>DO</u></td></tr><tr><td><u>ひゃ</u> <u>ひゅ</u> <u>ひょ</u></td><td rowspan="3"><u>ば行</u></td><td><u>ば</u> <u>び</u> <u>ぶ</u> <u>べ</u> <u>ぼ</u></td></tr><tr><td><u>HYA</u> <u>HYU</u> <u>HYO</u></td><td><u>BA</u> <u>BI</u> <u>BU</u> <u>BE</u> <u>BO</u></td></tr><tr><td rowspan="4"><u>ま行</u></td><td><u>ま</u> <u>み</u> <u>む</u> <u>め</u> <u>も</u></td><td><u>びゃ</u> <u>びゅ</u> <u>びょ</u></td></tr><tr><td><u>MA</u> <u>MI</u> <u>MU</u> <u>ME</u> <u>MO</u></td><td><u>BYA</u> <u>BYU</u> <u>BYO</u></td></tr><tr><td><u>みゃ</u> <u>みゅ</u> <u>みょ</u></td><td rowspan="2"><u>ぱ行</u></td><td><u>ぱ</u> <u>ぴ</u> <u>ぷ</u> <u>ぺ</u> <u>ぽ</u></td></tr><tr><td><u>MYA</u> <u>MYU</u> <u>MYO</u></td><td><u>PA</u> <u>PI</u> <u>PU</u> <u>PE</u> <u>PO</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><u>ぴゃ</u> <u>ぴゅ</u> <u>ぴょ</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><u>PYA</u> <u>PYU</u> <u>PYO</u></td></tr></table>		<u>NYA</u> <u>NYU</u> <u>NYO</u>		<u>JA</u> <u>JU</u> <u>JO</u>	<u>は行</u>	<u>は</u> <u>ひ</u> <u>ふ</u> <u>へ</u> <u>ほ</u>	<u>だ行</u>	<u>だ</u> <u>ち</u> <u>づ</u> <u>で</u> <u>ど</u>	<u>HA</u> <u>HI</u> <u>FU</u> <u>HE</u> <u>HO</u>	<u>DA</u> <u>JI</u> <u>ZU</u> <u>DE</u> <u>DO</u>	<u>ひゃ</u> <u>ひゅ</u> <u>ひょ</u>	<u>ば行</u>	<u>ば</u> <u>び</u> <u>ぶ</u> <u>べ</u> <u>ぼ</u>	<u>HYA</u> <u>HYU</u> <u>HYO</u>	<u>BA</u> <u>BI</u> <u>BU</u> <u>BE</u> <u>BO</u>	<u>ま行</u>	<u>ま</u> <u>み</u> <u>む</u> <u>め</u> <u>も</u>	<u>びゃ</u> <u>びゅ</u> <u>びょ</u>	<u>MA</u> <u>MI</u> <u>MU</u> <u>ME</u> <u>MO</u>	<u>BYA</u> <u>BYU</u> <u>BYO</u>	<u>みゃ</u> <u>みゅ</u> <u>みょ</u>	<u>ぱ行</u>	<u>ぱ</u> <u>ぴ</u> <u>ぷ</u> <u>ぺ</u> <u>ぽ</u>	<u>MYA</u> <u>MYU</u> <u>MYO</u>	<u>PA</u> <u>PI</u> <u>PU</u> <u>PE</u> <u>PO</u>				<u>ぴゃ</u> <u>ぴゅ</u> <u>ぴょ</u>				<u>PYA</u> <u>PYU</u> <u>PYO</u>
	<u>NYA</u> <u>NYU</u> <u>NYO</u>		<u>JA</u> <u>JU</u> <u>JO</u>																															
<u>は行</u>	<u>は</u> <u>ひ</u> <u>ふ</u> <u>へ</u> <u>ほ</u>	<u>だ行</u>	<u>だ</u> <u>ち</u> <u>づ</u> <u>で</u> <u>ど</u>																															
	<u>HA</u> <u>HI</u> <u>FU</u> <u>HE</u> <u>HO</u>		<u>DA</u> <u>JI</u> <u>ZU</u> <u>DE</u> <u>DO</u>																															
	<u>ひゃ</u> <u>ひゅ</u> <u>ひょ</u>	<u>ば行</u>	<u>ば</u> <u>び</u> <u>ぶ</u> <u>べ</u> <u>ぼ</u>																															
<u>HYA</u> <u>HYU</u> <u>HYO</u>	<u>BA</u> <u>BI</u> <u>BU</u> <u>BE</u> <u>BO</u>																																	
<u>ま行</u>	<u>ま</u> <u>み</u> <u>む</u> <u>め</u> <u>も</u>		<u>びゃ</u> <u>びゅ</u> <u>びょ</u>																															
	<u>MA</u> <u>MI</u> <u>MU</u> <u>ME</u> <u>MO</u>	<u>BYA</u> <u>BYU</u> <u>BYO</u>																																
	<u>みゃ</u> <u>みゅ</u> <u>みょ</u>	<u>ぱ行</u>	<u>ぱ</u> <u>ぴ</u> <u>ぷ</u> <u>ぺ</u> <u>ぽ</u>																															
	<u>MYA</u> <u>MYU</u> <u>MYO</u>		<u>PA</u> <u>PI</u> <u>PU</u> <u>PE</u> <u>PO</u>																															
			<u>ぴゃ</u> <u>ぴゅ</u> <u>ぴょ</u>																															
			<u>PYA</u> <u>PYU</u> <u>PYO</u>																															
<u>1 撥音</u> <u>ヘボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。</u> <u>NAMBA難波（なんば） HOMMA本間（ほんま） SAMPEI三瓶（さんぺい）</u> <u>2 促音</u> <u>子音を重ねて示す。</u> <u>HATTORI服部（はっとり） KIKKAWA吉川（きっかわ）</u> <u>ただし、チ（CHI）、チャ（CHA）、チュ（CHU）、チョ（CHO）音に限り、その前にTを加える。</u> <u>HOTCHI発地（ほっち） HATCHO（はっちょう）</u>																																		

- 介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知)(抜粋)

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の

介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)(半角英数字)を左詰で記載すること(英字は大文字で記載すること。)。その際に企業コードと商品コードの間は「-」(半角)でつなぐこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	手すり貸与	1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111
	手すり貸与	1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 1	9 0 0			00000-222222
	特殊寝台 付属品貸与	1 7 1 0 0 4		3 1	1 0 0			00000-Z33333

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 18 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ハンドル形電動車椅子の使用に係る事故防止に向けては、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号）でお知らせしたところですが、今般、消費者庁より、添付のとおり、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」についての周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

＜参考＞「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」

（平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号）（抜粋）

3 「4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官への意見」に係る対応について

本意見においては、「関係機関及び団体の協力を得て、介護保険制度を利用したレンタル利用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。」とされています。

現在でも、都道府県警察、市町村、電動車いす安全普及協会等において、ハンドル形電動車いす利用者等に対する講習会等（以下「講習会等」という。）を実施していますが、これらの取組を一層効果的なものとするため、関係省庁と連携し、必要な検討を行ってきました。

これを踏まえ、都道府県警察においては、

- ・ 市町村、電動車いす安全普及協会等が講習会等を実施する場合には、その求めに応じて必要な協力を行うこと
- ・ 都道府県警察が講習会等を実施する場合には、市町村、電動車いす安全普及協会等からの求めに応じて開催日等の情報提供を行うとともに、福祉用具貸与事業者等の求めに応じて講習会等への参加を可能とすること

などの取組を進めることとしています。

また、電動車いす安全普及協会においては、

- ・ 可能な限り講習会等に模擬体験等の体験型講習を取り入れること
- ・ 福祉用具貸与事業者等の求めに応じて講習会等への参加を可能とすること

などの取組を進めることとしています。

市町村においても、本趣旨について御理解いただくとともに、

- ・ 講習会等の開催に当たって、必要に応じて都道府県警察に協力を依頼すること
- ・ 可能な限り講習会等に模擬体験等の体験型講習を取り入れること
- ・ 福祉用具貸与事業者等の求めに応じて講習会等への参加を可能とすること

などの取組を進めていただきますよう御協力をお願いします。

＜参考＞「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年 7 月22日 消安委第62号）（抜粋）

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官への意見

運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施

厚生労働大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、介護保険制度を利用したレンタル利用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。

経済産業大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の購入使用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。

消費者庁長官は、こうした教育・訓練が、複数の行政機関の関与を必要とすることから、本施策の遂行に当たっては、効果的な運用となるよう実施計画等について十分な調整を行うこと。



消 安 全 第 157 号
平成 30 年 4 月 12 日

厚生労働省老健局高齢者支援課長 殿

消費者庁消費者安全課長



「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての
教育・訓練の基本項目」の活用について（協力依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

平成 28 年 7 月に消費者安全調査委員会から、厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対して、ハンドル形電動車椅子の重大事故の発生リスクを低減するため、運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施等に関する意見が提出されました。

これを受け、貴省におかれまして、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け老高発 0331 第 3 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を発出していただきました。

平成 29 年 7 月に消費者安全調査委員会より第 1 回目のフォローアップで、「教育・訓練のプログラム標準の策定」について当庁に対し追加の意見が提示されました。

これを受け、今般、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」を取りまとめました（別添）。

つきましては、貴省より、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」の活用について周知を行っていただきますよう、宜しくお願いいたします。

なお、本件につきましては、警察庁及び経済産業省にも協力依頼を行っておりますこと、併せてお伝えいたします。

＜担当者連絡先＞

消費者庁消費者安全課 岡崎・山川・鈴木
電話 03-3507-9137（直通）

ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての 教育・訓練の基本項目

消費者庁消費者安全課

消費者庁では、ハンドル形電動車椅子（以下、「電動車椅子」という。）の利用者が運転に必要な知識と危険回避に必要な技能を理解・習得し、安全に利用できるよう、購入時や貸与時の操作説明、安全講習会に取り入れていただきたい教育・訓練の基本項目を以下のとおりまとめました。

基本項目の活用により、電動車椅子の事故防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。基本項目の実施に当たっては、後出の参考資料もご覧ください。

【教育・訓練の基本項目】

以下の各項目を利用者が理解、習得できるものとする。下記 2. 及び 3. の項目については、受講者の安全を確保しつつ、模擬体験・指導員等による実演を実施し、実施できない場合は映像などを用いた説明を実施することが望ましい。また、下記 4. の項目については、現地での確認が実施できない場合は、地図等を活用し、リスクの確認を行うことが望ましい。

1. 電動車椅子を安全に利用するに当たっての基礎知識

- ① 電動車椅子の利用者は、道路交通法上、歩行者とみなされること。
- ② 電動車椅子を利用する際は、歩道を走行するなど歩行者としての通行区分に従うこと。
- ※ 上記の点に係る法令等の変更があった場合には、その内容について説明すること。

2. 電動車椅子を安全に利用するための操作の基本

- ① アクセルレバーを触れることによる意図しない発進があり危険であること。
- ② 急停止操作及び手動ブレーキ操作

3. 電動車椅子の利用時に注意すべき危険な事例とその対応策

- ① 踏切内での脱輪：踏切の端に寄り過ぎないこと、介助者と一緒に同行すること。
- ② 急坂での転倒：10 度を超える急坂の通行は避けること。
- ③ 傾斜地・横断勾配での転倒：体を傾斜の高い方に傾けてバランスを取ること。急勾配の場合には通行を避けること。
- ④ 段差・溝の乗り越えでの転倒：段差や溝に対して直角に進むこと。
- ⑤ 側溝や用水路への転落：道路の端から必要な間隔をあけること。

4. 電動車椅子の利用者の行動範囲内に潜む危険リスクの確認

電動車椅子の利用者の行動範囲内において、上記 3. 記載の危険な事例が起こりそうな箇所を指導員等の付き添いの下で利用者の安全を確保しつつ、現地で確認しておくこと。

※ 工事などで通行が困難な場合に備え、電動車椅子の利用者の行動範囲の迂回路も確認しておくことが望ましい。

5. 安全利用のために普段から心がけること

- ① 使用前の点検
- ② バッテリー容量の確認
- ③ 定期的なメンテナンス

6. 賠償保険及び傷害保険の説明

事故に備え、損害保険や傷害保険への加入が望ましいことを説明すること。

<参考資料>

警察庁 電動車いすの安全利用に関するマニュアル

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/e_wheelchair.html

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成 29 年 8 月 25 日老高発 0825 第 1 号）及び「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）でお知らせしたとおり、平成 29 年 10 月貸与分から、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしたところです。

平成 29 年 9 月 30 日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成 29 年 10 月 19 日事務連絡）でお知らせしたところですが、平成 30 年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品を含む。）についても同様に、介護給付費明細書に商品コードを記載いただくことが必要となります。

今般、下記のとおり、平成 30 年度以降の商品コードの付与・公表に係る手続等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 商品コードの付与について

（１）T A I S コードについて

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、T A I S コードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を御確認の上、

必要な手続を行っていただきますようお願いします。

(2) 福祉用具届出コードについて

T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となりますので、別紙「福祉用具貸与価格適正化推進事業「福祉用具届出システム」利用の手引き」（公益財団法人テクノエイド協会）を御確認の上、必要な手続を行っていただきますようお願いします。

(3) 現在使用されている暫定的な商品コードの取扱いについて

現在、暫定的な商品コードとして、「99999－999999」の使用を可能としていますが、介護給付費明細書に記載できる暫定的な商品コードについては、平成 30 年 5 月貸与分までとします。平成 30 年 6 月貸与分以降、暫定的な商品コードを記載した場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、該当する商品については、本年 5 月 10 日までに T A I Sコード又は福祉用具届出コードを取得いただきますようお願いします。

2 商品コードの公表について

いずれの商品コードについても、原則、毎月 10 日までに受け付けた申請は、翌月 1 日に付与し、同日、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで一覧を公表することとします。

また、平成 30 年 4 月 2 日時点の商品コード一覧については、現在、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで公表しており、5 月 1 日以降についても、毎月更新することとします。

3 商品コードの介護給付費明細書への記載について

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、上記 2 により公表された商品コードを御確認の上、介護給付費明細書に該当する商品コードを記載いただきますようお願いします。

なお、実際に貸与する月に付与・公表されている商品コードが介護給付費明細書に記載されていない場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、誤りなく正確に記載いただきますようお願いします。

(注) 商品コードの変更が生じた商品について

当月（新たに商品コードが付与・公表された月）の介護給付費明細書には変更前の商品コードを記載し、新たに付与・公表された商品コードは翌月の介護給付費明細書から記載いただきますようお願いします（例えば、

従来届出コードが付与されていた商品について、11月1日にT A I Sコードが付与された場合は、11月（10月貸与分）の介護給付費明細書には届出コードを記載し、12月（11月貸与分）以降の介護給付費明細書にはT A I Sコードを記載いただきますようお願いいたします。）。

また、「月遅れ分」として請求する場合は、実際に貸与した月に付与・公表されていた商品コードを介護給付費明細書に記載いただきますようお願いいたします。

4 その他

本年7月を目途として、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定しています(貸与件数が月平均100件未満の商品を除く。)。

また、公表した貸与価格の上限については、平成30年10月貸与分から適用することとしていますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内3985）

e-mail： fukushiyougu@mhlw. go. jp

福祉用具貸与価格適正化推進事業 「福祉用具届出システム」利用の手引き

●届出システムの目的

介護保険における福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っております。

その一方で、貸与価格の設定に当たっては、商品価格のほか、計画書の作成、保守点検等の諸経費が含まれるなど事業者の裁量によるため、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われるといった課題もあります。

これを踏まえ、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）において、適切な貸与価格を確保する観点から、貸与価格の全国的な状況を把握し、公表する仕組みを構築するほか、貸与価格に上限を設けるべき等の内容が盛り込まれたところであります。

また、平成29年度の「福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業」（公益財団法人テクノエイド協会）においては、具体的な仕組みの構築に向けた検討が進められるとともに、貸与価格の把握のために、平成29年9月30日までに約16,000の商品について「TAISコード」又は「福祉用具届出コード」が付与され、平成29年11月1日から介護給付費明細書へ当該コードを記載することが徹底されたところであります（※）。

本事業は、今後、新たな商品が開発され、普及していく中で、福祉用具の貸与価格の全国的な状況を継続的に把握するとともに、商品ごとの全国平均貸与価格等を公表すること等を通じ、必要な方に適切な価格での貸与を確保することを目的とするものであり、公益財団法人テクノエイド協会が運用する「TAIS（福祉用具情報システム）」に未登録の福祉用具（TAISコードを取得していない用具）について、届出していただくためのシステムです。

（※）「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

（老高発 1019 第 1 号、老老発 1019 第 1 号、平成 29 年 10 月 19 日）

●用語の定義

TAISコード	公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コードであり、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード）－（ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。 （参考）福祉用具情報システム（TAIS） http://www.techno-aids.or.jp/system/
福祉用具届出コード	TAISコードを取得していない商品について、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード）－（ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。

●届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S 未登録の用具についてのみ届出してください。

(留意事項)

- ① 既にT A I Sに登録しており「5桁－6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている福祉用具は届出不要です。
- ② また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績があった福祉用具については、届出を不要とします。そのリストは当該リストとして協会HPに掲載しますのでご確認ください。
- ③ 当面の間、暫定的な商品コードの使用が認められていた「99999-999999」については、平成30年5月貸与分までとなります。

従いまして、「99999-999999」の商品コードにより、これまでの間、貸与サービスや介護給付費の請求を行っていた用具につきましては、今般、T A I Sコードか届出コードのいずれかを取得する必要がありますのでご注意ください。

●届出期間

原則、毎月10日までに受け付けた申請を翌月1日に公表します。

例えば、第1回目となる「平成30年6月貸与分」（6月1日公表分）についての届出期間は、平成30年4月17日～5月10日となります。

当協会では、届出された用具について、指定した内容の記載や添付書類が整っているか、また、既に登録されている商品ではないか等についての内容確認を行い、原則、翌月の1日にコード表をHPにて公表することといたします。

(留意事項)

- ① 記載内容や添付書類等に不備がある場合には、コード表への掲載を延期又は見合わせる場合があります。
- ② また、一旦コード表に掲載された用具であっても、当該届出を行った企業のホームページやカタログ又は他者からの告知等により、届出している内容と異なる情報、さらには事実と異なる状況等が確認された場合には、コード表から削除させていただきます。

●届出方法

この「福祉用具届出システム」利用の手引きに記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行ってください。

なお、記載内容の漏れや誤りなど、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんのでご注意ください。

●問合せ先（事務局）

公益財団法人テクノエイド協会・企画部

TEL：03-3266-6883

FAX：03-3266-6885

→ 届出システムに関すること 加藤、嶋谷（しまや）、千葉、五島（ごしま）

→ T A I Sに関すること 伊東、山下、下萩原（しもはぎはら）

MS & ADインターリスク総研株式会社・リスクマネジメント第四部

TEL：03-5296-8976

→ 届出システムに関すること 田中、谷澤（やざわ）

目 次

1. はじめに.....	4
(1) 届出に必要な情報.....	4
(2) 届出コード付与・公表までのスケジュール.....	5
2. 本システムについて	6
(1) アクセス方法について	6
(2) 本システムの全体像について	8
3. 法人登録（ログイン用のパスワードを取得する）	9
4. 用具の届出ページにログインする	11
5. 届出するためのデータ入力	13
(1) 新規で用具情報のデータを入力する	13
(2) 一時保存のデータ入力を再開する	16
6. 届出用具の一覧画面について.....	17

1. はじめに

(1) 届出に必要な情報

届出コードの取得は、製造事業者又は輸入事業者（以下「製造事業者等」）が行うこととし、インターネットを通じて1商品ずつ届出を行うこととなります。

福祉用具届出コードの取得に際して、以下の内容を登録していただくこととなりますが、既に法人情報を登録している場合には、商品情報のみの登録となります。

昨年の届出システムにて法人登録をしている場合には、既にパスワードを発行しているところです。今回もそちらのパスワードを必ず利用していただくこととなります。不明な場合は事務局まで問合せください。

なお、届出する商品について、当該商品が保険給付の対象となり得ることを確認した保険者を登録していただく必要がありますので、予め届出システムへ商品情報を入力する前に、保険者名、担当部署、連絡先（電話番号）を用意してください。

福祉用具届出コードの取得にあたって必要な情報

法人情報	商品情報
①法人名	①名称
②法人名（フリガナ）	②型番
③担当部署	③商品の写真
④都道府県	④介護保険の種目
⑤住所	サービス種類
⑥TEL	サービス種目
⑦FAX	⑤希望小売価格又は実勢価格
⑧法人番号	⑥製品区分 自社製造／輸入製品／OEM
⑨メールアドレス	⑦OEMの場合
⑩登録者氏名	製造物責任を負っていることの確認
	当該製品に自社（申請）名を表示した写真又はカタログ、取扱説明書等
	OEM供給を行っている製造事業者
	届出申請を行う企業等名称が表示されていることが確認できる製品の写真又はカタログ、取扱説明書等
	⑧当該製品が保険給付の対象となり得ることを確認した保険者名
	保険者名
	担当部署
	TEL

(2) 届出コード付与・公表までのスケジュール

原則、毎月10日までに受け付けた申請を翌月1日に公表します。

当協会では、届出された用具について、指定した内容の記載や添付書類が整っているか、また、既に登録されている商品ではないか等についての内容確認を行い、原則、翌月の1日にコード表をHPにて公表することといたします。

例えば、第1回目となる「平成30年6月貸与分」（6月1日公表分）についての届出期間は、平成30年4月17日～5月10日となります。

平成30年6月貸与分より、現在、暫定的な商品コードとして認められている「99999-999999」も含め、「TAISコード」又は「届出コード」のいずれかの取得が必ず必要となりますので注意してください。

申請からコード付与・公表までのスケジュール（想定）

	4月			5月			6月			7月		
	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日
第1回目		届出			内容審査		★	コード付与・公表				
第2回目以降					届出			内容審査		★	コード付与・公表	

7月以降は、6月と同じ当月10日までを届出の期間とし、毎月、当協会にて11日～月末までの間で内容確認を行い、原則、翌月の1日にはコード表を公開することといたします。

参考）各都道府県等介護保険主管課（室）宛

厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成30年4月17日）

・平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

2. 本システムについて

(1) アクセス方法について

「福祉用具届出システム」は、テクノエイド協会のホームページからアクセスすることができます。(<http://www.techno-aids.or.jp/>)

テクノエイド協会 HPトップ画面

公財法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針 情報公開 賛助会員 リンク集

お知らせ NEW! 大橋謙策理事長の動向コーナー 一覧を表示 >

- 2018.03.23 平成30年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）開催要項（名古屋会場）を掲載しました。
- 2018.03.14 平成30年度 高齢者のための車椅子フィッティングセミナー（東京会場）を掲載しました。
- 2018.02.26 平成30年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）開催要項（東京会場）を掲載しました。

設立30周年記念フォトコンテスト「福祉用具と笑顔」入賞作品について

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム
～みんなで考えよう自立支援機器開発～

パンフレットはこちら

最新情報 2018.2.19 最終更新

- 要望・アイデア** カードを識別する機器（用具）
視覚に障害があり、銀行カードや診察券など同じサイズのカードが様々な...
- 新製品や技術** 装束式集塵器ダンディユリナー発売のお知らせ
昭和24年創業、介護機器メーカーの朝日産業株式会社（本社：名古屋市熱田...
- お知らせ** 「作業療法のための3Dプリンタ活用セミナー」開催のお知らせ
【開催趣旨】 近年3Dプリンタの低価格化や周辺技術の普及が進み、様々な...

福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省） NEW!!

- 2018.04.17 「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧」（平成30年4月2日時点）（Excel形式：1.32MB）
- 2018.04.17 「福祉用具届出システム」利用の手引き（平成30年4月17日現在）（PDF形式：1.45MB）
- 2018.04.17 「福祉用具貸与価格適正化推進事業」に関するQ&A集（平成30年4月17日現在）（PDF形式：158KB）

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（厚生労働省） NEW!!

補聴器関係はこちら

- 認定補聴器技能者養成事業システム
- 認定補聴器専門店認定システム
- 補聴器販売店検索システム

NEW!!

- 福祉用具プランナー情報システム**
- 福祉用具情報システム (TAIS) NEW!**
 - 用具検索（---件）
 - 企業検索（---社）
 - TAISへの情報登録
 - TAIS情報の更新(変更) NEW!!
(平成30年3月現在)
- 生活便利用具データベースシステム**
- 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム**

介護ロボット等のお試しができます！

メーカー連絡会議

こちらをクリックすると、「福祉用具届出システム」専用ページに移動します。（P 7 参照）

福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省） NEW!!

- 2018.04.17 「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧」（平成30年4月2日時点）（Excel形式：1.32MB）
- 2018.04.17 「福祉用具届出システム」利用の手引き（平成30年4月17日現在）（PDF形式：1.45MB）
- 2018.04.17 「福祉用具貸与価格適正化推進事業」に関するQ&A集（平成30年4月17日現在）（PDF形式：158KB）

福祉用具貸与価格適正化推進事業「福祉用具届出システム」のページ


公益財団法人テクノエイド協会
 The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

[サイト内検索](#)
[検索](#)
[協会紹介](#)
[アクセス](#)
[リンク・著作権・免責事項](#)
[個人情報保護方針](#)
[情報公開](#)
[賛助会員](#)
[リンク集](#)

[ホーム](#)
[福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）](#)

> 福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省） NEW!!

- 届出システムの目的
- 「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧」（平成30年4月2日時点）の公開 **NEW!!**
- 届出を行う者
- 届出期間
- 届出方法
- お問合せ先（事務局）
- 関連情報
- Q&A集

届出システムの目的
[ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具は、利用者が可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っております。

その一方で、貸与価格の設定に当たっては、商品価格のほか、計画書の作成、保守点検等の諸経費が含まれるなど事業者の裁量によるため、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われるといった課題もあります。

これを踏まえ、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）においては、適切な貸与価格を確保する観点から、貸与価格の全国的な状況を把握し、公表する仕組みを構築するほか、貸与価格に上限を設けるべき等の内容が盛り込まれたところであります。

また、平成29年度の「福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業」（公益財団法人テクノエイド協会）においては、具体的な仕組みの構築に向けた検討が進められるとともに、貸与価格の把握のために、平成29年9月30日までに約16,000の商品について「T A I Sコード」又は「福祉用具届出コード」が付与され、平成29年11月1日から介護給付費明細書へ当該コードを記載することが徹底されたところであります（※）。

本事業は、今後、新たな商品が開発され、普及していく中で、福祉用具の貸与価格の全国的な状況を継続的に把握するとともに、商品ごとの全国平均貸与価格等を公表すること等を通じ、必要な方に適切な価格での貸与を確保することを目的とするものであり、公益財団法人テクノエイド協会が運用する「T A I S（福祉用具情報システム）」に未登録の福祉用具（T A I Sコードを取得していない用具）について、届出していたいただくためのシステムです。

（※）「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について
（老高発1019第1号、老老発1019第1号、平成29年10月19日）（PDF形式：254KB）

用語の定義

T A I Sコード	公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（T A I S）上の管理コードであり、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード）－（ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。 （参考）福祉用具情報システム（T A I S） http://www.techno-aids.or.jp/system/
福祉用具届出コード	T A I Sコードを取得していない商品について、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード）－（ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。

福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 NEW!!
[ページの先頭へ](#)

- 各都道府県等介護保険主幹課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成30年4月17日） **NEW!!**
・平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について（PDF形式：123KB）

介護給付費明細書に記載いただく「5桁－6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成30年4月2日時点）（Excel形式：1.32MB） **NEW!!**
※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。
※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。

届出を行う者
[ページの先頭へ](#)

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。
下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S未登録の用具についてのみ届出してください。

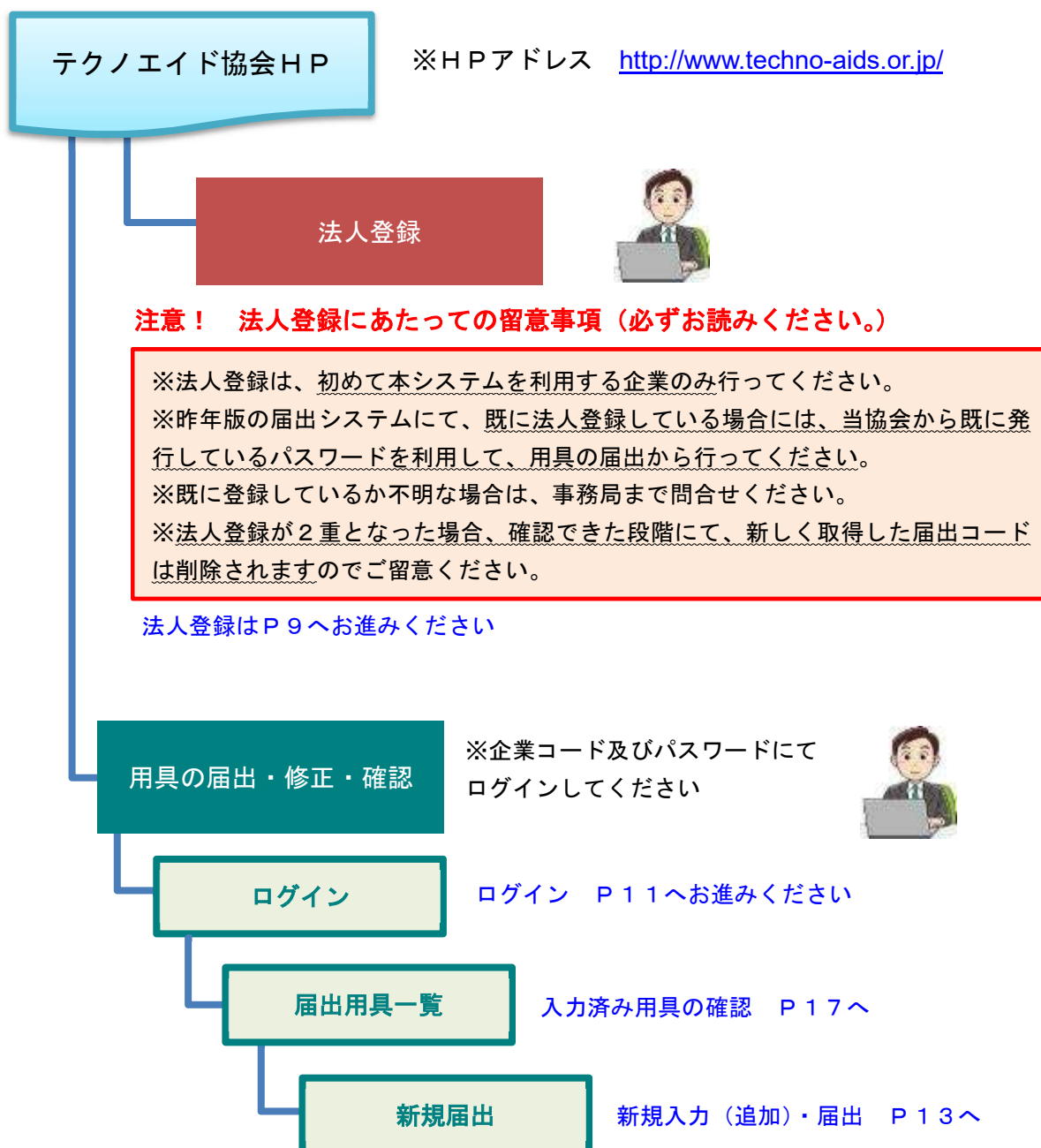
（留意事項）

- 既にT A I Sに登録しており「5桁－6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている福祉用具は届出不要です。
- また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績があった福祉用具については、届出を不要とします。そのリストは当該リストとして協会HPに掲載しますのでご確認ください。
- 当面の間、暫定的な商品コードの使用が認められていた「99999-999999」については、平成30年5月貸与分までとなります。従いまして、「99999-999999」の商品コードにより、これまでの間、貸与サービスや介護給付費の請求を行っていた用具につきましては、今後、T A I Sコードが届出コードのいずれかを取得する必要がありますのでご注意ください。

- 当該リストはこちら（Excel形式：153KB）

(2) 本システムの全体像について

システムの全体像は、以下のとおりです。



- なお、一旦、「確定して送信」した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。
- パスワードが不明な方は、事務局までお問合せください。FAXにて内容確認させていただきます。

3. 法人登録（ログイン用のパスワードを取得する）

※ 法人登録は、初めて本システムを利用する企業のみ行ってください。

※ 昨年版の届出システムにて、既に法人登録している場合には、当協会から既に発行しているパスワードを利用して、用具の届出から行ってください。法人登録は不要です。

- ① トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。

「企業コード」の欄には、「福祉用具情報システム（T A I S）」にて発行されている5桁の「企業コード」を入力し、T a bキーを押すと、登録済みの情報（法人名からF A X番号まで）が自動的に表示されます。

※ T A I Sの企業コードのない方は、ブランクのまま構いません。

- ② 国税庁に登録されている法人番号（13桁）を入力してください。

法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

- ③ パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。

- ④ 届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。

- ⑤ 入力内容に間違いがなければ「入力内容を確認する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面

福祉用具届出システム ~法人登録画面~

法人情報を登録してください。(*は入力必須です)

① 企業コード

② 法人名

③ 法人名フリガナ

④ 登録者氏名

⑤ 入力内容を確認する

登録せずに閉じる

T A I Sの企業コードをお持ちの方はそのコードを記載することとし、T A I Sの企業コードのない方は、ブランクのまま構いません。

「登録せずに閉じる」をクリックすると、それまでに登録していた情報は、保存されずにトップ画面に戻りますので注意してください。

⑥ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。

- 入力内容が正しい場合は、「確定して登録する」をクリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用するパスワードが送信されます。

（登録内容について記録しておくためにも、確認画面を印刷し、大切に保管しておいてください。）

- 誤りがある場合は、「修正する」をクリックすると、入力画面（前画面）に戻ることができます。正しい内容に修正し、入力内容を確認のうえ「確定して登録する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面 > 法人登録確認画面

福祉用具届出システム ～法人登録画面～

以下の内容で登録します。よろしいですか。

企業コード

*法人名

*法人名フリガナ

担当部署

*都道府県

*住所

*TEL

FAX

*法人番号

*メールアドレス

*登録者氏名

登録された内容が表示されます。

⑥

確定して登録する

修正する

「確定して登録する」をクリックする前に、登録内容について記録しておくためにも、確認画面を印刷し、大切に保管しておいてください。

トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人登録が完了しました。
登録いただいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。
登録後、1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

トップページへ戻る

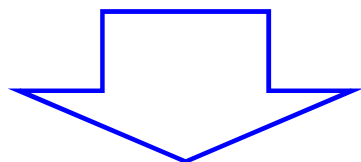
4. 用具の届出ページにログインする

- ① トップ画面の「用具の届出・修正・確認」をクリックすると「用具の届出・修正・確認画面」に進みます。
- ② 法人登録にて発行された「企業コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
(T A I S登録済み企業は、T A I Sにて発行されている5桁の「企業コード」を入力してください。)
- ③ 正常にログインされると「届出用具一覧」のページが表示されます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

企業コードとパスワードを入力してください



福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続を慎重に行ってください。

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-Z00001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-Z00002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		参照する
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		修正する
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		参照する
0006	つえ	TU-I		2018/03/22	届出申請中		参照する

既に入力されている用具がある場合には、一覧として表示されます。

※ログインに失敗した場合

以下の画面が表示された場合は、企業コードとパスワードが一致しない等の理由が考えられます。

受信したメール等を再度確認いただき、どうしてもログインできないという場合は事務局までご連絡ください。



法人情報入力エラー

企業コードまたはパスワードが間違っています。 - ERR C002 -
お手数ですが、トップページから再度入りなおしてください。

[トップページへ戻る](#)

5. 届出するためのデータ入力

(1) 新規で用具情報のデータを入力する

- ① ログイン後、届出用具一覧の画面が表示されます。新規で用具情報を入力する場合は、「新規追加」ボタンをクリックしてください。届出する用具の詳細情報を入力する画面に進みます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

新規追加 ①

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-Z00001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-Z00002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		参照する
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		修正する
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		参照する
0006	杖	TL		2018/03/22	届出申請中		参照する

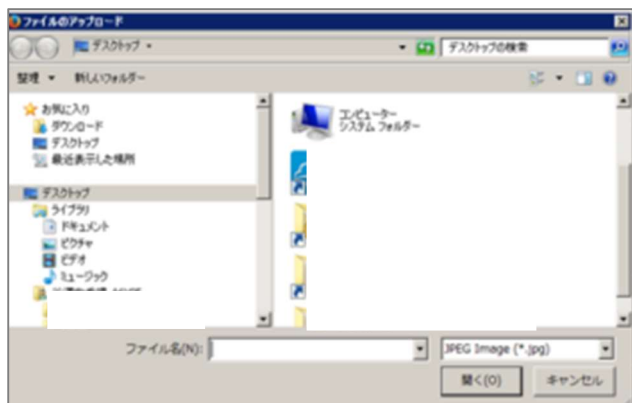
[トップ](#) > [用具の届出・修正・確認画面](#) > [届出用具一覧](#) > [新規追加](#)

【留意点】

- ・ 以下 2 点のチェック
 - ☐ 製造物責任を負っている
 - ☐ 当該製品に自社（申請）名を表示した写真またはカタログ、取扱説明書等がある
- ・ OEM供給を行っている製造事業者名

14

★ 画像データの登録方法



「参照」をクリックすると、左の画面が表示されます。

添付した画像データが保存されているフォルダからデータを選択し、右下にある「開く」をクリックするとデータ登録が完了します。完了するとデータの名称が表記されます。
※添付できるデータは、Excel、Word、pdf、ppt、JPEG 等、いずれも可能です。

- ③ 必須項目すべての入力完了後、「入力内容を確認する」をクリックしてください。確認画面が表示されます。入力内容に誤りのないことを確認し、「確定して送信する」をクリックすると、届出が完了します。(登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷し大切に保管しておいてください。)

なお、一旦、「確定して送信する」をした内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

※改めて届出を行う場合や入力が途中となっている場合は「一時保存する」をクリックしてください。後日、追加での入力等が可能です。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 新規追加 > 確認画面

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

入力内容を確認してください。「確定して送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■届出する用具について確認してください。

*名称 型番	登録された内容が表示されます。
*介護保険種目	
*希望小売 又は実勢価格	
*製品区分	
*商品画像データ登録 当該製品が保険給付の対象	
*保険者名	「確定して送信する」を選択し届出を行うと、 届出内容の確認はできますが、修正等の操作が できなくなりますのでご注意ください。
*担当部署	
*電話番号	

修正する 一時保存する **確定して送信する**

■「一時保存する」をクリックした場合

一時保存実施後「一覧へ」をクリックすると、届出用具一覧のステータス列に「一時保存」と表示されます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 新規追加 > 一時保存

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

用具情報を一時保存しました

(2) 一時保存のデータ入力を再開する

届出用具一覧のステータスが「一時保存」の表示の右にある「修正する」をクリックすると用具情報の入力画面（一時保存した状態）が表示されます。届出期間中に届出申請を行ってください。

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-Z00001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-Z00002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		参照する
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		修正する
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		参照する
0006	杖	TU1		2018/03/22	届出申請中		参照する

6. 届出用具の一覧画面について

ログイン後、最初に届出用具一覧の画面が表示されます。ステータスにて現在の状況を確認することができます。

[トップ](#) > [用具の届出・修正・確認画面](#) > [届出用具一覧](#)

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

②
③

新規追加

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-Z00001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-Z00002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		参照する
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		修正する
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		参照する
0006	手すり②	DEF		2018/03/22	届出申請中		参照する

- ①受付番号 届出企業において入力された順にシステム上の受付番号が配番されます。
※届出コードではありません。
- ②更新日 届出用具の最終入力日又は送信日が表示されています。
- ③ステータス／公開年月 以下のとおりです。

ステータス	公開年月	状況
一時保存	(空欄)	届出は未完了の状況です。 ※備考欄にある「修正する」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、内容の修正ができます。
届出申請中	(空欄)	新規の届出について申請中の状況です。
	確認中	事務局にて内容確認を行っている状況です。 ※事務局にて内容確認が完了することにより、福祉用具届出コードが付与されます。
(空欄)	年月 (YYYY/MM)	既に届出コードが付与されている商品です。 届出コードおよび公開年月が表示されています。 ※修正及び削除を行うことはできません。
	確認不可	事務局にて確認を行った結果、入力内容に不備等がある状況です。 ※福祉用具届出コードの再申請を行う場合は、新たに「新規追加」にて再度申請を行ってください。

事 務 連 絡

令和2年6月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和2年度及び令和3年度以降の福祉用具の全国平均貸与価格
及び貸与価格の上限の取扱い

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限（以下「上限価格等」という。）を設けており、設定された上限価格等については、施行後の実態も踏まえつつ、おおむね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしておりましたが、第177回社会保障審議会介護給付費分科会において、他サービスと同様、3年に1度の頻度で見直しを行うことといたしました。

そのため、令和3年4月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3年に1度の頻度で見直すことといたします。

また、新商品については、これまでどおり3ヶ月に1度の頻度で上限価格等を設けることとしますが、令和2年7月以降貸与分、10月以降貸与分及び令和3年1月以降貸与分として上限価格等を設ける商品については、次回の見直しは、令和6年4月貸与分から適用する価格において行うこととします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

老高発0612第1号
令和2年6月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について

標記については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日付け老高発0322第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき実施されているところであるが、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について 新旧対照表

改 正 後	現 行
老高発 0322 第 1 号 平成 30 年 3 月 22 日 各都道府県介護保険主管部（局）長あて 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。	老高発 0322 第 1 号 平成 30 年 3 月 22 日 各都道府県介護保険主管部（局）長あて 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

改 正 後	現 行
記 1 基準の性格 基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。 2 運用に当たっての留意事項 （１）商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（<u>以下「上限設定等」という。</u>）については、平成 30 年 10 月から適用する。<u>なお、</u>新商品について<u>は</u>、3 月に 1 度の頻度で<u>上限設定等を行う</u>。 （２）<u>上限設定等</u>については、<u>3 年</u>に 1 度の頻度で見直しを行う。<u>ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。</u> （３）<u>上限設定等</u>を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。 （４）（１）から（３）<u>まで</u>については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。	記 1 基準の性格 基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。 2 運用に当たっての留意事項 （１）商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定については、平成 30 年 10 月から適用する。<u>平成 31 年度以降</u>、新商品について<u>も</u>、3 月に 1 度の頻度で<u>同様の取扱いとする</u>。 （２）<u>公表された全国平均貸与価格及び設定された貸与価格の上限</u>については、<u>平成 31 年度以降、おおむね 1 年</u>に 1 度の頻度で見直しを行う。 （３）<u>全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定</u>を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。 （４）（１）から（３）については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

老高発 0332 第 1 号
平成 30 年 3 月 22 日
最終改正 老高発 0612 第 1 号
令和 2 年 6 月 12 日

各都道府県介護保険主管部（局）長あて

厚生労働省老健局高齢者支援課長通知

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等とその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 基準の性格

基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。

2 運用に当たっての留意事項

- （１）商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」という。）については、平成 30 年 10 月から適用する。なお、新商品については、3 月に 1 度の頻度で上限設定等を行う。
- （２）上限設定等については、3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。

- (3) 上限設定等を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。
- (4) (1) から (3) までについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。